

第6回定時社員総会 準備書面目次

受付番号	コールサイン	氏名（敬称略）	ページ
1	JA5ARW	モリクニ ミキオ 森國 幹夫	1
2	JA1ACV	オオヌキ アキオ 大貴 明雄	3
3	JJ1WTL	モトバヤシ リョウタ 本林 良太	5
4	JA5NC	ヨシダ ミノル 吉田 稔	31
5	JE8JOK	タケウチ ヒデノリ 竹内 秀則	33
6	JA1RTS	クサカ テルオ 日下 照朗	35
7	JH1OHZ	カタクラ ヨシカズ 片倉 由一	37
8	JA1EP0	タチカワ キイチ 立川 喜一	39
9	JA0LFV	オオツカ ヒサオ 大塚 久夫	41
10	J01EUJ	タカハシ トシミツ 高橋 俊光	43
11	7N30EP	フジマキ タダチカ 藤牧 忠親	55
12	JN4TH0	ナオサキ ヒカル 猶崎 光	59
13	JA4DND	マツウラ ヒロミ 松浦 博美	61
14	JA6VQA	タガミ アキオ 田上 昭雄	63
15	JR6IKD	ナカシマ クニヒロ 中嶋 邦浩	65
16	JA30IN	ハシモト タダシ 橋本 正	67
17	JH80J0	マルモ カズヒト 丸茂 一仁	69
18	JH3KCW	ヨシカワ ヒロシ 吉川 寛	71
19	J02AXB	ヤマグチ ヒロシ 山口 宏	75
20	7L1FFN	イノ ナオユキ 磯 直行	77
21	JE1FVX	タジマ ヨシキ 田島 喜樹	79
22	JL1HHN	ヤスダ アキオ 安田 晃央	81
23	JA0CFA	ニシザワ ヨシカズ 西澤 令一	85
24	JA8IOT	ムライ アツシ 村井 敦	87
25	JF8DSN	サイトウ ケイコ 齋藤 恵子	89
26	JG3DOR	カワバタ リョウジ 河端 良治	91
27	JH4NMT	マツダ ヨシユキ 松田 佳之	93
28	JA9EEH	マツノ カズオ 松野 和夫	101
29	JE6HCL	サジ ケンイチ 佐治 健一	103

第6回定時社員総会

平成29年6月25日(日)13:00～
東京都新宿区西新宿4-15-3
ベルサール西新宿(8階・Room6)

議長団・役員用

傍聴者席

報道席

JHOEXE 中島 明美	JHQBQV 金子 豊	JR7JAW 棚木 澤 稔	JR7GBL 平川 正敏
JAOLFV 大塚 久夫	JA0HSR 中嶋 健	JJ7OED 珍田 一人	JF7SKQ 澤口 進
JAOCFA 西澤 令一	JA0BFA 川上 孝一	JF7PFW 加藤 全健	JA7XVZ 西崎 進
JH9MDO 松江 和成	JH9FEH 高村 浩之	JA7UQB 佐藤 雄孝	JA7SOK 渡辺 和弘

↑10エリフ

出入口

JA3NDM 藤原 美和	JA3HBF 田原 廣	JA4LKB 上田 茂	JA4JWL 山上 精一
JQ2XTA 椿原 貴賢	JO2AXB 山口 宏	JA4JPN 越智 良二	JA4DND 松浦 博美
JL2GBG 室井 光	JJ2JIX 後藤 直	JA4BQD 青池 孝	JR3CDE 深坂 勝彦
JH2RWP 神戸 秀雄	JH2OJG 堀川 吉章	JR3QHQ 田中 透	JR3KUF 池上 和彦

↑13エリフ

↑14エリフ

↑16エリフ

JA6VQA 田上 昭雄	JA6HUG 中村 信雄	JA4LKB 上田 茂	JA4JWL 山上 精一
JA6HOR 山崎 義行	JA6GXP 浅井 渉	JA4JPN 越智 良二	JA4DND 松浦 博美
JA6EIM 富増 清志	JA6ACZ 佐々木 正文	JA4BQD 青池 孝	JR3CDE 深坂 勝彦
JA6JF 俣野 明也	JH5SAL 薦田 直志	JR3QHQ 田中 透	JR3KUF 池上 和彦

JA9MUZ 道淵 忠義	JA9EEH 松野 和夫	JA7EFR 佐久間 一郎	JA7DNO 島 正博
JA9APS 河合 成海	JA9MM 中越 利紀	JA7DDK 大宮 千明	JA7DCY 石川 和男
JH8OJO 丸茂 一仁	JH8MYB 原田 進	JA7BCE 市川 盛次	JA7OV 高橋 良信
JF8DSN 齋藤 恵子	JE8KQR 大國 秀夫	JR6IQI 近藤 大輔	JR6IKD 中嶋 邦浩
JE8JOK 竹内 秀則	JE8HLA 伊藤 秀夫	JR6CWC 高木 栄次	JR6GV 平良 勝也
JA8XVT 上村 陽一	JA8IOT 村井 敦	JG6TXW 清田 政勝	JG6MNG 松本 孝生
JA8GSE 後藤 真	JA8DKJ 三井 武	JE6ONQ 井上 滋	JE6HCL 佐治 健一

↑18エリフ

JH2EUO 堀内 豊	JF2WEG 林 宏明	JR3KQJ 中島 昌己	JN3ANO 南 賢一
JF2PEO 森川 智紀	JA2MNB 平野 嘉彦	JH3JRY 屋田 純喜	JH3KCW 吉川 寛
JA2HVO 岡田 哲夫	JA2GZZ 古田 多津彦	JH3IUY 武市 章和	JH3IDV 福森 省二
JA2ANM 宇野 孝	7L1FFN 磯 直行	JG3QZN 田中 一吉	JG3DOR 河端 良治
7N3OEP 藤牧 忠親	7M3HYT 伊藤 健一	JG3CCD 石本 みなこ	JF3NIM 田中 将夫
7M1MBO 加藤 寛治	JR1GDR 関 義則	JE3DBS 蛭子 健策	JA3WDL 井村 厚
JO1EUJ 高橋 俊光	JL1HHN 安田 晃央	JA3UWB 岩本 哲哉	JA3OIN 橋本 正

JF1NEF 森野 富士彦	JE1FVX 田島 喜樹	JR3KQJ 中島 昌己	JN3ANO 南 賢一
JA1UXC 藤森 千冬	JA1SVP 相羽 不二雄	JH3JRY 屋田 純喜	JH3KCW 吉川 寛
JA1STY 鈴木 清	JA1RTS 日下 照朗	JH3IUY 武市 章和	JH3IDV 福森 省二
JA1KHV 松井 淳	JA1IOA 矢口 蕃	JG3QZN 田中 一吉	JG3DOR 河端 良治
JA1HGY 間下 尚彦	JA1HAP 鈴木 光男	JG3CCD 石本 みなこ	JF3NIM 田中 将夫
JA1EPO 立川 喜一	JA1BTS 平野 幸男	JE3DBS 蛭子 健策	JA3WDL 井村 厚
JA1ACV 大貫 明雄	JA1AAA 小林 宣夫	JA3UWB 岩本 哲哉	JA3OIN 橋本 正

↑1エリフ

議長団

窓側

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会 長 高 尾 義 則 様

平成 29 年 6 月 5 日
社 員 JA5ARW 森國 幹夫

社員総会議事運営規定第14条に基づく準備書面

記

1. 役員の就任年齢及び重任の制限について

- ・定款第25条には「役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、再任を妨げない」とある。
- ・規則第22条の(2)項のウに「別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること」
- ・「覚書事項」6項には「役員の就任年齢及び重任の制限について」として
 - (1)役員になろうとする者は、選挙を実施する年の2月7日現在において、満75歳未満でなければならない。
 - (2)役員の重任は、連続して4期8年までとする。はお、連続して4期8年間役員と務めた者が一旦役員でなくなった者が再度役員に就任した場合には、改めて4期8年を務めることができるものとする。(重任の計数開始は、平成24年役員就任時からとする)

となっていて、この「覚書事項」があるがため、新法人になった平成23年11月からわずかな期間に3人の会長が就任するのは異状ではないか。

今後も会長の任期が1期、2期の状況が続くと、部内そして対外的には大きな損失と思う。

- (1)会長はこの現状をどう思うか？「覚書事項」6項を廃止する気があるのか？
- (2)会員の被選挙権を制限するこの「規則」「覚書事項」は「定款」の上位にくるものでないと思うがどのように考えているか。定款と規則、覚書事項は矛盾するのではないか。
- (3)覚書事項の追加・削除・変更はどのような手続きによるのか。また第25回理事会で「理事会内にワーキンググループを置いて検討する」となっているがその後の進展具合を知りたい。

参考：広辞苑によると【定款】とは「会社・公益法人・協同組合その他一般に社団法人の目的・組織並びにその業務執行に関する基本規則。また、それを記載した文書」

以上

第6回定時社員総会 準備書面

平成29年 6月 5日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会 長 高 尾 義 則 殿

関 東 地 方 本 部 社 員
J A 1 A C V 大 貫 明 雄

関東地方本部の今年度会計処理について

第31回理事会報告で『第I号議案に関連して、関東地方本部長から関東地方本部の今年度（28年度）の会計執行について、前任本部長により前年度支出の精算が今年度からおこなわれており、会計処理上不適切ではないかとの発言があった。このことについて、関東地方本部長が過去2年間の支出の実態を詳細に確認し、理事会において幹事に報告し、幹事により領収書等の点検を行うことにした。』と記されておりますが、確認並びに点検結果について次の5項目説明並びに要望致します。

1. 27年度分を28年度で執行した件名、金額等を具体的に説明願いたい。
2. 地方本部並びに、支部の会計処理は殆どが現金支払い処理であり、年度予算が不足し次年度での未払い処理はJARLの会計処理上許されるのか。
3. 四半期ごとに各本部から報告がJARLへ提出されると思うが、中間監査で上記の様な問題点発見できなかったのか。
4. 調査確認結果によっては責任を明確にする必要があり、理事会で協議し不適切な支出については返還させる等の考えを伺う。
5. 再発防止対策として、地方本部の会計及び、会計監査の選任者に対しての教育指導となる『ガイドブック』等を作成しては如何と思うが、検討されたい。

以上

(一社)日本アマチュア無線連盟会長 殿

平成29年度社員総会 準備書面 (特記なきは質問) JJ1WTL 本林良太 平成29年6月6日

A. 事業報告「1. 会員拡充」について

【A.1】 会員増強未達の責任

「会員増強のための専務理事人事」との説明を受けている〔JE8KQRへの専務理事回答@H27当会〕。

であれば、目標が未達である以上は、退任と理解していいか？

時 点	正員	社団会員	家族会員	准員	合計
H27(2015)年3月7日	56,493	1,535	1,682	6,708	66,418
H29(2017)年3月7日	56,265	1,524	1,581	6,629	65,999
増 減	▲228	▲11	▲101	▲79	▲419

【A.2】 ドローン愛好者の取り込み策

「ドローンについてはアマチュア無線の新しい楽しみ方として歓迎」という回答を得た〔専務理事@H28当会〕。

しかし、5.6GHz「だけ」の免許を受けている904局の中で、連盟の会員は、以下のわずか4局である。

さらに実質は、③④の2局だけとなる。

「5.6GHzだけの免許」904局の中での連盟会員：

- ①JARLビーコン (JA3IGY)
- ②別途“固定局”をお持ちの方 JH4USE
- ③QSL転送不可 のライフメンバー JF3KOB
- ④JJ0MRU

〔『無線局等情報検索』の2017-05-13付データ、および、jarl.comによる〕

かかる惨状下、「どのような方策」によって、ドローンの愛好者を、連盟会員、すなわち端的には「QSLカードの交換が必要なほどのアマチュア無線」の世界に、招き入れようとしているのか？

(例：

- ・会費の安い「FPV会員」 (FPV: First Person View)
- ・関係情報・技術情報の提供
- ・JARL主催ドローンレースの開催)

所詮、かなわぬ片想いの“歓迎”——ではないのか？

B. 事業報告「2.(1)⑧ 特別局・特別記念局」について

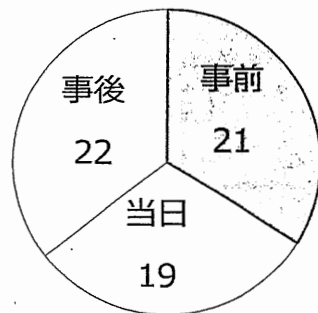
【B.1】記念局の管理の限界

事務局による管理が追いついておらず、以下のような実害が出ている。
 このような実態から、もはや年間64局をも取り回すことは無理とみられ、制度面からして抜本改革をすべきではないか？

● JARL Webの告知

a. 追いついていない

「事前」になされていたのは、1/3のみである。



- ・「行事数」(62)にて、
「局数」(64)とは、
以下により異なる：
①8J3A・8J3XXI
②8J7I・8N7I

- ・終業時刻の「18:00」で判定

JARL Webでの記念局の告知時期（H28年度）

b. コールサインの誤り

アマチュア無線の世界で——ましてその中核たる団体において——あるまじき事態が起こっている。（昨年度の社員総会以降で3件。）

平成28年9月1日～平成28年10月31日	8J8CLE	受信環境クリーン月間	北海道札幌市	JA8LNR	JA8LNR
平成29年4月15日～平成29年6月30日	8N2G	岐阜コンテスト20周年	岐阜県岐阜市	JE2SOY	JE2SOY
平成29年4月1日～平成29年7月23日	8J2HAM	第49回東海ハム祭の祭典	愛知県名古屋市	JN2OFP	JN2OFP

JARL Webでのコールサインの誤り

● ほかの問題点

➤ JARL記念局としての相応しさ

「はたして連盟が特別行事として奉る必要のある行事なのか？」が疑問な開設事例が散見される。

➤ 業務の仕分け

事務局の「雑多な記念局」の管理のための工数（稼働）は、もっと別な“本質的な業務”に回すべき（例：定款・規則などの見直し作業）。
 実際、「レピータの事務処理が遅延していた」とも聴いている。

➤ 開設申請の「締切踏み倒し」の常套化

H27年度の当会で指摘のとおり。

「自らが定めた『基準』に、自らが従っていない」ことは、とくに公益団体としての組織運営上、問題ではないか？

C. 事業報告「3.(1)① 電波環境のクリーン化」について

【C.1】総務省の意見募集に非対応

144・430MHz帯の利用を含む『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で割当を行う周波数（案）についての意見募集』に対し、連盟から意見が出されていない。

〔参照先〕

『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で割当を行う周波数（案）についての意見募集の結果』

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000220.html

● 容認？

- ・連盟として、オリンピック・パラリンピック期間中の144・430MHz帯の共用を容認ということなのか？
- ・その場合、なにかしらの“見返り”を期待してのことか？
例：1.9・3.5・3.8MHz帯の拡大、5MHz帯の獲得

● そうはいっても

- ・たとえそうであったとしても、
「アマチュアの権益を代表する団体」として、あるいは
「常々“バンド防衛”を唱えている団体」として、対応が粗末ではないか？
- ・「連盟が何の意見も出さない」ということは、
「会員の士気」、ひいては
「連盟の存在意義」にすら影響が及ぶのではないか？
- ・あるいは、
「もはや執行側（理事会・事務局）にそのような能力は残っていない」から、
「個人として会員個々から意見を出してくれ」
ということなのか？

● そもそも

- ・連盟の存在意義として、監督官庁である総務省をはじめとする「霞ヶ関に対する活動が最重要業務のひとつである」という覚悟と定義を
- ・「政策渉外（ガバメント・アフェアーズ）活動を、どのように実施するか？」の明確化を
 - 報道発表を毎日チェック（総務省・文科省・経産省・観光庁あたり）
 - その担当者自身は、必ずしも専門知識を有する必要はなく、むしろ「専門家をネットワークする力」があれば可
 - 必要に応じ、「意見を出すか／否か」を関係者に相談（委員会委員長、理事、専門知識を有する会員 など）
 - 「出す」際の、「内容を詰める役割」の担当者・チームの定義（職員、有識者分科会 など）

D. 事業報告「3.(1)② 運用指導」について

【D.1】ドローンの運用法に関する疑義

アマチュア局においては、『通信の相手方』は「アマチュア局」と定められている：

	通信の相手方	アマチュア局
--	--------	--------

免許状での記載

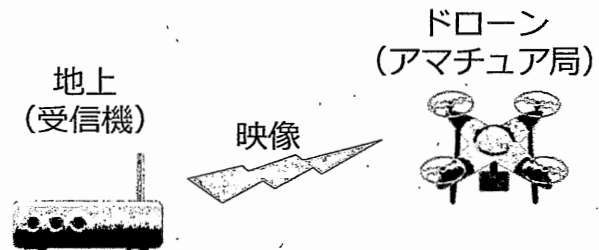
このとき、受信機はアマチュア局（無線局）ではない：

しかしながら、ドローンの一般的な運用は、「受信機に対しての、片方向の送信」となっているのではないかな？

すでに、「ドローンについてはアマチュア無線の新しい楽しみ方として歓迎」の旨の回答を連盟から得ているところであるが〔専務理事@H28当会〕、上述の法令をどのように解釈してのものかな？

五「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

電波法 2条5



ドローンの運用例

E. 事業報告「7.⑦ IARU HFチャンピオンシップコンテスト」について

【E.1】『IARU HF Championship』への参加目的

HQ局は、何を目的として参加しているのか？

- 上位入賞を目指しているのか？
 - ・ 2016年は「59団体の24位」で、例年このあたりの戦績
 - ・ 欧州勢にかなうことはまずありえない（∵コンテスト参加局数）
- 単なるプレゼンスの維持のためなのか？
 - ・ であれば、
 - HQ局公募時の「想定局数」の申告は不要ではないか？
 - “若手育成の場”として活用する方法もあるのではないかな？（中学・高校・大学のクラブに担務いただく）
- 運用法が国内コンテスト的
 - ・ 国内QSOが大多数？
 - ・ コンテストナンバー（59(9)45）が明らかであるためか、ミスコールでもそのまま突っ走られてしまう

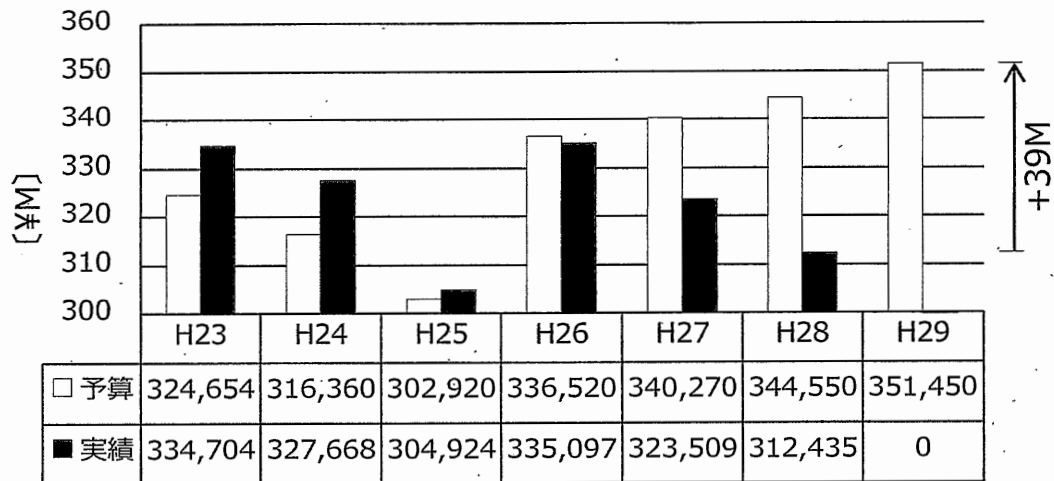
F. 収支予算について

【F.1】入会金・会費の過大な予算計上

H29年度の予算には、従来以上の額の入会金・会費を見込んでいる。

- ・ かししながら、ここ数年の連盟の実力（実績）を鑑みれば、過大（高リスク）ではないか？
- ・ 仮に会計期間中に予算未達が確実となった場合には、その埋め合わせ策として、どのような手段（いわゆる「プランB」）を講ずるのか？
（例：専務理事の報酬自主返上）

入会金＋会費の、予算と実績



【F.2】費用削減努力の不足

H28年度予算（▲¥80M）に対しH29年度予算（▲¥55M）は、一見、「¥25Mの改善」に見える。

しかし実態としては、以下に寄るところが大きい。

すなわち、経営改善にむけての自助努力が、まだまだ足りないのではないかと？

①過度な入会金・会費収入への期待

H28年度予算比で+¥7M （実績比では上図のとおり+¥39M）

②環境的な要因による改善

環境的な要因による、H28年度予算→H29年度予算での改善：

- ¥8M 局名録（隔年刊行；収益¥15M－費用¥7M）
- ¥5M 退職給付費用の支出減
- ¥2M 選挙費の支出減

¥7M 入会金・会費収入での改善期待（前項）

¥22M 計

¥25Mの内のじつに
¥22Mは、環境要因による他力本願な改善

G. 事業計画「1.(4) 次世代育成」について

【G.1】子供むけ科学イベントの活用

青少年のさらに下の予備軍の育成として、各地の小学校や東芝未来科学館などで開かれている いわゆる科学イベントに、連盟として協賛できないか？

(例：『科学実験工房』・『サイエンスクラブ』・『サイエンスカフェ』・『エンタテイメント！サイエンス』)

H. 事業計画「2.(2) コンテスト・アマチュア無線フェスティバルの実施」について

【H.1】『ハムフェア』と『ALL ASIAN DXコンテスト電話部門』との競合

本H29年度は、『ハムフェア』と、『ALL ASIAN DXコンテスト電話部門』とが、日程上重なる。

- ・ なぜか？
 - 「JARL主催行事が相互に重なるようになったこと」への説明を、見ていない
 - 速やかな説明があつてしかるべきではなかったか？
- ・ ハムフェアの入場料収入に悪影響が現れるのではないか？
- ・ [意見]
来年度以降は、日程が重なることがないように、配慮していただきたい

I. 事業計画「2.(3)および4.(3)② JARL Webの充実」について [意見]

【I.1】Webの充実

「表現の明確化」や「コンテンツの拡充」を。

- 『無線局免許状』 携帯の要／否の明確化
「始める→スタートハムライフ→免許状が届いたら」
(http://www.jarl.org/Japanese/6_Hajimeyo/start_ham.html) で
の記述は以下のとおり：

無線局免許状は、...車にトランシーンを設置する場合やハンディ機を持ち歩く場合などは、できるだけ一緒にお持ちください。

- ・ 「できるだけ一緒」といったあいまいな表現は避けるべき。
- ・ そもそも、移動の際に必要なのは「従免」「免許証票」のみ。
- ・ “JARLローカルルール”による混乱の発生は避けるべき。
- ・ 関東総通による説明は以下
(http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ques/faq/faq/riyou.html#a1_15) 。

移動する無線局の免許状については、無線局の常置場所（自宅等）に備え付けることとなっております。

- 「海外での運用」ページの拡充
 - ・ 相互運用協定の締結状況の整理を
 - 日本の一アマ～四アマが、往訪先のどの資格に対応するのか、どこにもまとまっていない
 - ・ おそらく『Personal Communication』誌1991年6月号でのまとめが最後
 - 記載が皆無の対象国の存在
 - ・ フィンランド、アイルランド、ペルー、インドネシア、CEPT
 - 対象国での、「クラブ局」や「ゲストオペ」での、運用の可否や条件
 - リンク切れ
 - ・ 免許取得経験者からの情報（体験談）の収集も有効
 - 「相互運用協定締結国」および「日本の免許で対応してくれるそれ以外の国」
 - ・ ただし公開にあたっては要検討：
 - 以下に依存し、あえて伏せておいたほうがいい場合も
 - ✓ 個々の申請の状況
 - ✓ 受入国の担当者の裁量
 - 休眠アマチュア局の掘り起こし・活性化につながる可能性

(「Webの充実」 続)

- 「社員総会」の案内
 - ・開催についての言及なし、したがって以下 案内なし
 - 質問・意見などの陳情方法や締切
 - 傍聴案内 (JARL NEWSの誌面にコラムで出ただけ)
 - ・もっと会員に対し、積極的に意見を寄せるように働きかけるべきではないか? (“会員ファースト”)
 - ・こっそりと社員総会を済ませたいのか?
-

J. 事業計画「2.(14)および7.(4) 海外アマチュア無線家の国内運用」について

【J.1】 CEPT『T/R 61-01』の締結実現

『T/R 61-02』は実現をみたが、より実用性の高い『T/R 61-01』*の締結を、あくまで以下のとおり目指すべきではないか?

- ・ オリンピックの際の特別処置としては最低限
- ・ 願わくば恒久的に

* : 短期訪問者の「手続きなし」での相互運用

【J.2】 相互運用協定での諸規制の緩和

既存の協定においても、見直すべき事項があるのではないか?

- バンド幅のみなし (拡大)
アウトバウンド方向の規定.
日本からの渡米者は、144~146・430~440MHzしか出られず、現地での制約大.
米国での割り当て幅は144~148・420~450MHz.
広げられれば、実用性が高まる.
(例: 呼出周波数が146.52MHz,
レピータの入力周波数帯の7割が146・147MHz台.)
- 『アマチュア局の無線設備の操作のための登録証明書』の廃止
インバウンド方向の規定.
「日本で個人局を開設していない外国人」が、「社団局の構成員」となる際に、事前に用意する必要.
割愛できれば、訪日客にとっての運用の自由度が高まる.

K. 事業計画「3.(3) 周波数の利活用」について

【K.1】ドローンのためのバンドプランの改正

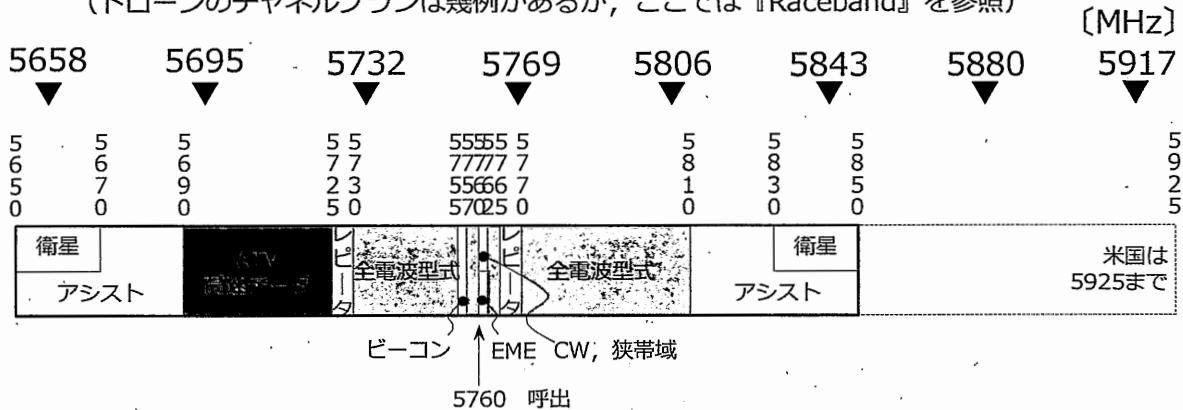
「ドローンについてはアマチュア無線の新しい楽しみ方として歓迎」という回答を得ている〔専務理事@H28当会〕。

“歓迎”というのであれば、実質はほぼ使われていない5.6GHz帯のバンドプランを太っ腹に見直し、ATVへの割り当て幅を広げれば、ドローンの使える周波数（チャンネル）を増やせる。

そのような見直しを総務省に働きかけ、行う必要はないのか？

あるいは反対に、ドローン以外の通信（従来のアマチュア無線）の保護のために、そのような動きは阻止するのか？

（ドローンのチャンネルプランは幾例があるが、ここでは『Raceband』を参照）



「衛星」の現状

- 稼働中なし

運用組織	衛星名	周波数	状況
University of Hawai'i	Mea Huaka'i	5840MHz	打上失敗
福岡工大	FITSAT-1	5840MHz	運用終了
UNISEC	UNITEC-1	5840MHz	運用終了
Estonia・Sweden・Latvia・Slovenia合同	ESTELLE	5.8GHz	時期不明

- すでに「アシスト局」との共用割り当て下

「アシスト局」の現状

- 名古屋市内の1リンクを除き、未使用
 - ・ JP2YGF 名古屋工学院 ～
 - JP2YGJ 名古屋大
 - 5816.25MHz
- すでに「衛星」との共用割り当て下

「レピータ局」の現状

- 以下の4府県を除き、未使用
 - ・ 神奈川 JP1YHK
 - ・ 愛知 JP2YFH, JP2YFZ, JP2YHV
 - ・ 京都 JR3VW, JP3YGR
 - ・ 長崎 JP6YDA
- 5765.08～.94MHz の範囲内（下り）

Racebandの配置に対する、現行のバンドプランとその実利用状況

L. 事業計画「4.(3)① インターネットの利用」について

【L.1】社員総会のインターネット中継

昨年も要望したが、「かけられる手間がない」という回答だった。

であれば、中継要員としてボランティアを募り任せる手があるのではないか？

実際、H22年の寝屋川市での臨時総会では実現できたではないか？

「インターネット中継」は、会長の目指す“会員ファースト”の一環として、まさに相応しいのではないか？

M. 事業計画「6.(1)① 青少年（学校クラブ）支援」について

【M.1】『学校クラブ』における代表者・連絡者の条件緩和

『登録クラブ』のうち、『学校クラブ』については、『代表者』・『連絡者』として、連盟会員以外を許容すべきではないか？

● 実態としてのハードルの高さ

- ・「クラブ代表者及び連絡者は、正員でなくてはならない。」と定められている〔クラブ規定9条1項〕
- ・しかし、いまどきの高校・大学のクラブでは、該規定に則した引き継ぎは困難
- ・顧問（または学校長）に委ねるのが相応しいが
 - 連盟会員であることはほとんどない
 - そもそも無資格なのが通常

代表者・連絡者たる者の適正の比較

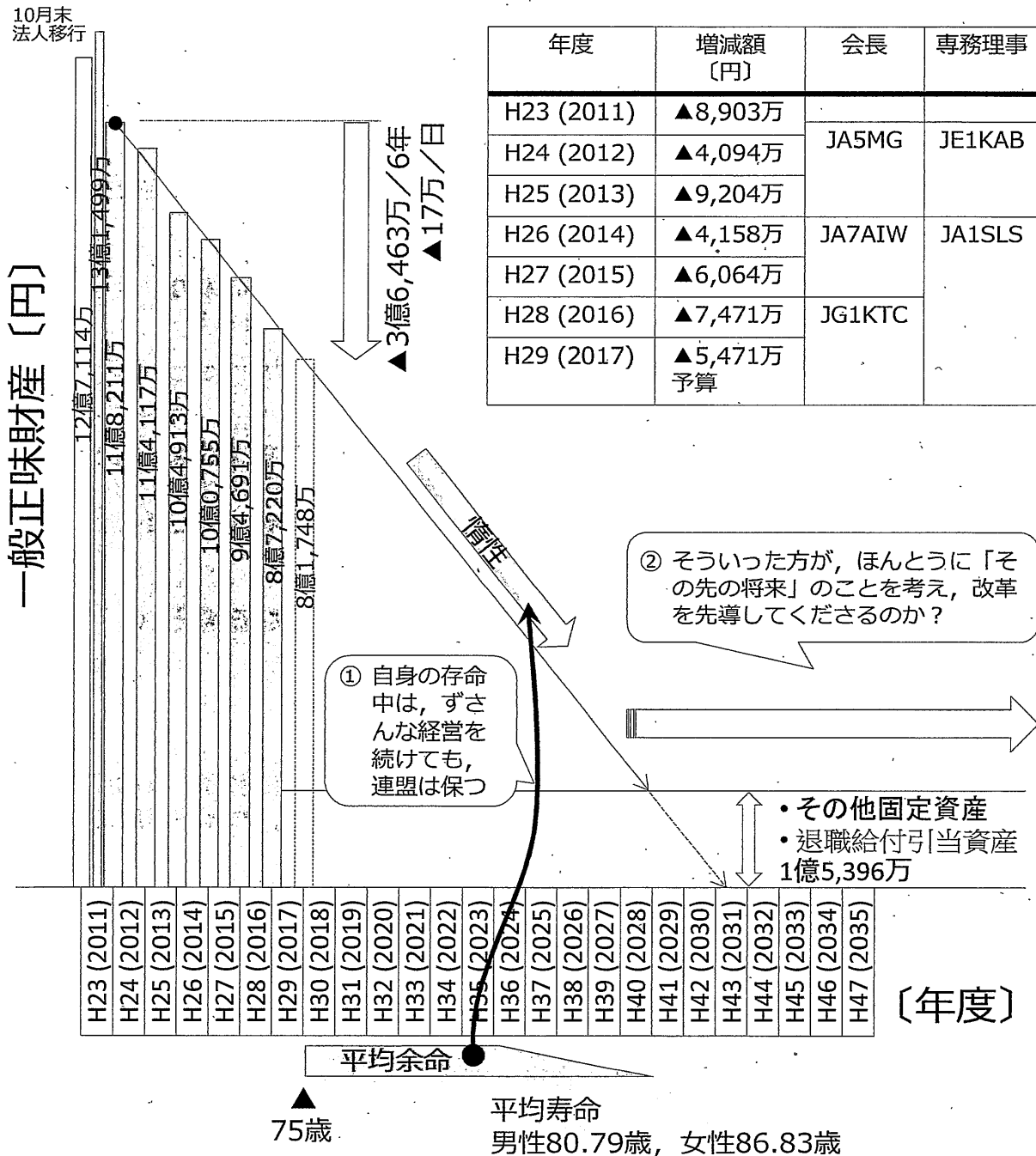
	有資格者・正員の確保	代表者・連絡者としての適正
現役生	△	△ ・毎年交代が発生（基本、最上級生に）
卒業生	○	× ・現役生にとってのうっとうしさ ・多忙な新生活の中での後輩の面倒見
顧問、 または 学校長	× ・連盟会員であることはほとんどなし ・そもそも無資格なのが通常	○ ・半恒久的

N. 事業計画「その他 各種事業の推進・維持」について

【N.1】理事の年齢制限撤廃への懸念

連盟の経営は、いまのままでは十数年で破綻する。
言い換えれば、「10年間は、いまのままでも保つ」。

かかる状況下において、平均余命11年の方々を理事にお迎えしたとして、はたして「自身のサイレント・キー後のこと」まで真に考慮し、経営改革に邁進していただけるのか？



【N.2】WG検討内容の開示と意見の募集

『理事重任並びに年齢制限検討ワーキンググループ』では、当該『覚書』を定めた旧『定款・規則等改正審議委員会』と同様に、以下をすべきではないか？

- ・ 検討内容の開示
- ・ 会員からの意見や提案の受け付け
- ・ その結果の公表

【N.3】正員「以外」の、各種委員会委員への登用

現在の連盟の規定では、家族会員は(本)委員会の委員として就任できない〔委員会の設置及び運用に関する規定 5条5〕。

(配下の「分科会」であれば可。)

今後、会員の持てる力を分け隔てなく結集し活かすために、この規定を撤廃してはどうか？

例：

- ・ 「親御さんが正員で、自身は家族会員」という、“若い世代”の力
- ・ 「ご主人が正員で、自身が家族会員」という、“女性”の力

【N.4】過去の社員総会での提起事項 【意見】

これまで、準備書面の提出者・当日の発言者から、さまざまな提案があった。しかしながら、特段、連盟の運営に意見が反映されたとは思えない。むしろ反対に、社員に対して「会員を集めてこい」と発破をかけて終わっている印象だけが残っている。

とくに会長は常々“会員ファースト”と述べているが、かくなる状況では
 “理事会ファースト”
 “（変わろうとしない）事務局ファースト”
 ではないか。

なお、たとえ「定款」の改正であったとしても、その発議に必要な準備期間（リードタイム）は、たった「理事会1回」ですむことは、昨H28年度の第3号議案（名誉会長職の設定）で証明されている。

以降の表に過去の準備書面で出された意見をまとめる。

凡例

- ・ 左欄…分類
- ・ 右欄…内容
- ・ []…提案者のサフィックス、および、提案年の西暦下二桁
- ・ 《》…その後の状況変化

財政		
大枠		・ 財産が減少、運営に心せよ[OEP15] ・ 今後の展望（破綻しかねず）[LFV15] ・ 将来性・存在意義[CTE16] ・ 私物化・利権化しない運営[CTE16] ・ 資料中の作表法：前年度「実績」と今年度予算との対比で[GXU14] ・ 黒字化（H28年度予算でも7,969万円の赤字） [AAA16・BCE16・JOK16・MYB16・QZN16・WTL16] ・ 経営専門委員会（CEO）・中期計画検討委員会の設置[QZN16・VQA16]
地方本部・支部		・ 「地方本部」の予算報告を[RTS15] ・ 地方本部費・支部費の管理の適正化（赤字解消への寄与）[FVX16] ・ 地方本部間の格差是正；会員一人あたりでみた支部費の格差～適正な格差範囲[LWP12・WTL15]
会費	全般	・ 青少年会費：助成金ではなく、会費メニュー化[BFA12・FFN16・WTL15・WTL16] ・ 社団局の高い会費（個人局との二重取り／登録クラブは日々貢献大）[CTE16・DSN16・HHN16・PFW15・PFW16・WTL15] ・ 増額（∵QSL発送費増・消費増税）[HGY15] ・ 減額（∵会員数増ねらい）[CTE16]
	割引	・ 障害者[OEP12] ・ 家族[DOR14] ・ 長期（「5年」メニューの新設～会員繋ぎ留め）[WTL16] ・ 支部直轄の社団局[WTL16]
支出「増」関連		・ 職員のベースアップ（前回の消費増税で実質減給）[WTL15] ・ ガイダンス局の設備更新（新スプリアス対応・F7W対応）[OEP16・WTL16]
支出「減」関連		・ 『クロネコメール便』廃止を埋め合わせる支出削減策[HCL16・LFV16・WTL16] ・ 『補助局』の廃止[WTL15] ・ 『局名録』付録の再免許用紙の廃止[WTL16] ・ JARL Webでの、支部行事の支部Webへの単純リンク化（事務局の負荷軽減～費用削減）[WTL15]

組織運営	
勧誘施策	- アマチュア無線への勧誘策の見直し、毎年同じことの繰り返し～抜本的・有効な対策[PTK12・BFA13・WTL16] - 地方広域ハムフェアの、さらなる活性化・開催地の拡大《「東北」予定》[FFN16] - カムバック組・青少年の招き入れ[STY14] - 期待する[OEP14]
広報案	- イベントでの講演[DSN15] 『JARL NEWS』余剰バックナンバーのPR配布[DSN15] - Webでの紹介（NHKマサカメTVでARISSスクールコンタクトの放映、防災関連活動）[DSN15]
青少年育成	- 連盟開設局による青少年啓発[BTS16・WTL16] - 次世代育成施策・予算付与[HCL16] - 少年雑誌への広告[FFN16]
会員管理	正員管理（例：2年に1回ほど総務省のデータで確認を）[BCE15・WTL16]
規定整備	「理事会決議」の「規定類」への織り込み（転送規定にはない、ARISSスクールコンタクトのQSLカード無償転送）[WTL15] 『電波法関係審査基準』のアマチュア無線関連部分の配布[WTL16]
組織そのもの	JARDへの統合[WTL16]
支部	- 支部大会：意見交換を、決算・予算の報告を[HHN16] - エリア支部への移行：現在の支部体制になった1973(S48)年と会員規模が類似（1974(S49)年が5.8万会員）／支部長立候補なし8支部／宮崎は支部長空席1年以上／空知留萌は全国唯一Webなし《2017年5月開設》／予算・活動を縮小の支部も[ARW15・ARW16・WFM13・WTL15] - あるべき姿（財政健全化とは分離した議論の上で）[OJO16]
監査指導委員会	あり方:全国共通の監査指導（監査指導業務は定款上も定めあり）／該検討のその後[KF16・BFA13・BFA16]
非常通信	- 非常通信周波数3535kHzのはみ出し[OEP16] - 非常通信周波数28.20MHzのJARLビーコンとのかち合い[OEP16]
定款13条付議	TSS（Web乗っ取り）のJA1TZK除名[WTL15]

選挙制度	
全般	・ 現選挙制度に対する認識／それを検討する専門委員会の要否[HBFI6] ・ 理事の年齢制限・当選回数制限の撤廃[ARW15・ARW16・EFR16・FVX15・FVX16・PFW15・PFW16] ・ 周知：Webのトピックスでも「選挙の告示」と[HBFI6]
社員	・ 投票率の低さ～向上策[PTK12・WFM13・WTL15] ・ 『選挙公報』の内容のなさ／「所信」のWeb掲載～それに対する警告文[DBD16・OEP12・WTL15] ・ 投票／無投票での、当選者の個人情報開示の格差 ○投票のエリア…インターネット上に暴かれ ○無投票のエリア…なにもなし[WTL15] ・ 定数配分：「融通した先のエリア」で枠未達～ならば枠を関東に戻せ[WTL15] ・ 「支部ごと選出」の目的：支部長と社員とでは「ふさわしさ」は相違[WFM13]

社員総会	
準備書面	・ 『準備書面』さばき：事前に書面で質問～事前に書面で回答に[HBFI6] ・ まずい引用の制限～事務局による削除許可／提出者による個人情報の記述の回避／ひな形化[OEP16]
傍聴者	・ 傍聴者の資料閲覧時の電子化[DBQ13]
インターネット中継	・ インターネット中継[RTS16・WTL16]

参与	
選任	・ 高齢すぎ～順繰りな入れ替え（次世代の育成）を[WTL15] ・ 「経営」に強い方を[WTL15]

理事		
選任	否決	- 多くの会員が選んだ候補を、少数の社員が否決 [DBQ13・FVX14・HIC15・STY13・WFM13] - 再発防止 [GXU13・VQA13(締切後着)・VQA14] - 見直し検討の有無・内容・目標時期 [BCE14] - 理事は選挙で即選任に（推薦理事・推薦監事は社員総会の決議） [HIC12]
	投票法	- 議決の方法の明確化（一括／個々） [GXU12・HIC15・HIC16・WFM12] （過半の賛成による）一括選任の優先 [GXU14・WFM14] - グループ分け：(1)投票で当選・(2)無投票当選・(3)理事会推薦 [GXU12] - 記名投票化（写真撮影） [GXU14・WFM14]
	条件	- 学歴・経歴の提示が必要な理由 [GXU12] - 役員の資格等の、選挙管理委員会・理事会による確認（一般社団・一般財団法人法65条）／「反社会勢力と無関係」の旨の確認／利益相反関係の呈示（とくにJARDとの兼任者） [GXU14]
	時期	- 退任前の社員が次期の理事を選任：「新社員が新理事を選任」に [DBQ13] - 旧理事会の予算で新理事会が執行：地方本部理事2期連続、理事は2年ごと半数改選 などを [GXU14]
推薦理事・監事		選考過程（基準）～期待 [AAA16・WFM14]
ただし書き地方本部長		理事会への出席（地方本部・支部運営に支障） [ARW16]
スキル		一アマの取得：記念局運用時の自由度 [OEP16]

会員サービス		
そもそも論		・「会員メリット」を考えよ[JOK16・VQA15] ・会員数維持のための施策（赤字によるサービス低下の危惧）[JOK16]
具体施策		・再免許手続き支援（無料で）[HIC16] ・資格取得後の（知識の）フォローアップ[OEP16] ・週末の連盟の窓口対応（会員増強施策としても；月1回でも）[BTS16・LWP12・WTL16] ・養成課程講習会へのJARL再参入[PFW16]
登録クラブ		・クラブ規程との齟齬：連盟の周知事項が優先して受けられていない[RTS15・WTL15]
QSL		・電子化（照合機能の実装、アワード発行とのリンク）[AAA16・HCL16・KCW16・QH16・RTS14・WTE16] ・スキャンによる保存の許容[WTL15]
アワード		・新アワードによる活性化（既存アワードの“上がり組”対策）[KCW16]
コンテスト		・D-STAR以外のデジタルモードの追加[KCW16]
ARISSスクールコンタクト		・QSLカード無償転送の廃止～別な形での支援：(1)「発送のみ無料」に青少年育成の意味希薄、(2)実態が“PTAがパイルアップを楽しむ場”化、(3)転送規定になし[WTL15]
衛星		・宇宙通信の促進：『ふじ3号』後継機の打ち上げ（小規模・安価の）[OEP15]
Web活用	全般	・改善：わかりやすく・迅速に（コンテスト結果を『トピックス』側でも告知）[JNA16] ・非常通信発生などの通達：Web更新の即応性の確保[OEP16・WTL16] ・jarl.com割当容量増（現状5MB）[WTL15] ・支部などによる外部サイト利用の巻き取り：(1)セキュリティ面・(2)情報の散逸防止・(3)支部役員交代時の継承性[WTL15]
	掲載希望コンテンツ	・検索窓[JNA16] ・歴代コンテスト結果[AXB16] ・ARDF大会などの結果[JNA16] ・電波障害対策（リンク集）[DSN16] ・デジタルモードの諸元[JNA16] ・新スプリアス規格移行情報[JNA16] ・JARLのロゴデータ[VQA15] ・会員数[JNA16]

監査指導	
法令上問題	• 行政処分者の頻出の解消[OEP16] • “3553kHz音楽放送局”対策[OEP16・WTL16] • テレビ・映画などでのアマチュア無線機の問題がある使い方の解消[OEP16] • 局免切れ対策（『無線局等情報検索』で確認できない『QSOパーティー』への参加者）[WTL16]
その他	• 非常通信時の、連盟主導での周波数の確保（「非常通信周波数を知らない局」対策）[AAA16] • 運用マナーの立て直し[PFW16・WTL16] • コンテストでのTwitterなどの利用の禁止化[WTL16] • “スパムQSL”対策[QHQ16・WTL15] • 上級資格取得の奨励：自覚の植え付け[OEP15]

局運営	
記念局	• 根本見直し：規定からの乖離（「内輪の行事」が大半と化した特別記念局）／区分のわかりにくさ・無意味さ／総通への直接申請が可[QHQ16・WTL15・WTL16] • 申請の締切踏み倒しの常套化[WTL15] • 免許機材の嫌疑[OEP16・WTL15・WTL16]
IARU HF Championship	• HQ局の建て付け：「現地社団局のコールの変更」で手順簡素化[WTL15]
オリンピック	• オリンピック記念局（対DX）[DND16・VQA14] • 記念局の設置場所の早期確保（選手村・競技場）[OEP16]
レピータ局	• C4FMレピータ[WTL16] • 管理団体の構成員の確認（例：再免許時に提出義務づけ）[BCE15]
ガイダンス局	• 担当者名簿の整備／定期メンテナンス／メッセージの見直し／運用者の保護（保険・資格証明書など）[KF16]

対 総務省	
規制緩和	・ 包括指定／免許手続きの簡素化[ARW15・ARW16・BFA16・OPC13・VQA16・WTL16] ・ 「移動する局／しない局」の一本化[OEP12・WTL16] ・ 移動局の増力[WTL16] ・ レピータの免許人（現状は連盟のみ）[WTL15] ・ 補助中継回線：現状は、(1) 29MHzレピータの送受点間リンク・(2) D-STARのアシスト局間 のみ [WTL15] ・ デジタルモードの手続き簡略化：技適を外れ，結果全バンド・全モードを記述[WTL15]
バンド拡大・新バンド	・ 160m・80m帯の拡大[DND16・OEP12・VQA15] ・ 5MHz帯の獲得[WTL16] ・ ハーモナイゼーション／JT65対応のためのバンド拡張・使用区分修正[DND12・WTL16]
新制度	・ 『電波利用料』の連盟での利用（ガイダンス局の整備などに）[WTL16] ・ バニティコール[WFM14・DSN16] ・ 一アマの養成課程講習会[OEP12]
オリンピック	・ 訪日客の短期運用[DND16] ・ 記念局の，レシプロ対象国外への運用者の拡大 [OEP16]

対 その他	
対 経産省	・ イミュニティ規格・エミッション規格[HIC16]
対 メーカー	・ 安価なリグ：青少年用に[LKC16]
対 養成課程講習会 実施機関	・ 時間・内容・費用の見直し：質の低下対策（コールサインを言わない，「電波利用料を返せ」とすら）[PFW16]
対 PTA	・ 「受験勉強への影響の危惧」の払拭[LKC16]

一応の解決／一過性 (1/6) 経営 (1/2)		
組織・定款	・事業計画・収支予算の扱い（「報告」になっている）[PTK12・MYB16]	
財政	・赤字の理由～解消の方策[GXU12・VQA14] ・「H26に収支バランス」の見通し、結果赤字[DND12・GXU12・VQA12・VQA14] ・収支予算（H24）が削減できた理由・削減に伴う問題発生の可能性[EJH12] ・「会員減の中での経費増」の理由（H25）、H26予算への反映[GXU14] ・事業推進上の問題点・対策案の次年度（H25）提示[EJH12] ・経費削減の取り組み・成果の次年度（H25）報告[EJH12]	
報告様式	・『公益目的支出計画実施報告書』の累計化[GXU14] ・「財政改善への取り組み」の無記載（H26事業計画）[OEP14] ・「監査の意見」の無記載[OPC13] ・『会館建設積立資産』の資料のページ間の差[VQA12] ・「会費助成」の帳簿上の扱い（正規の会費で計上？）[BFA12] ・H23法人移行後の計算書の呈示[GQT12]	
資産	・正味財産の減額：H23年度比で▲1.3億円；取り崩しに対する考え[EJH12・GXU12] ・基金からの取り崩しの大幅増の理由[LFV13・RTS13] ・『公益目的財産残額』12.0億円の支出期間～0になる年度[EJH12] ・『会館建設積立資産』の取り崩しの決定経緯～会員への周知[BFA16] ・『会館建設積立資産』の増減額[BFA13・BFA16] ・『会館建設積立資産』の扱い[BFA13] ・『衛星積立資産』の減額理由[BFA16] ・『退職金給付引当資産』の減額理由[BFA16] ・『建物』の1円[BFA13・BFA16] ・特定資産の有価証券（運用損益）[OJO16] ・特定資産運用益（資産運用法、0.475%？）[BFA13] ・有価証券の有無・銘柄[ACV13] ・『貸倒引当金』の積算内容[ACV13] ・茅野の土地《売却》[ACV13・ACV15・BFA16・OPC13・WTL15] ・「未払金」「未払い消費税等」の削減を[OEP15] ・『（公財）日本無線協会』にあてた出捐金の回収[WTL16]	
会計	・刊行物収益の急増理由、刊行物事業の強化[LFV14] ・特定資産の取り崩しの上期下期での差[VQA12] ・「未払金」「未払い消費税等」の削減を[OEP15]	
支出	全般	・ソフトウェア費の増（¥70M）の内訳[GXU14] ・修繕費（¥5M）・雑費（¥14M）[OPC14] ・管理費雑費の増（¥8M、H25）[GXU14] ・広報活動費の増加理由（H26比でみたH27）[DOR16] ・固定資産である機械装置・備品・ソフトウェアの増、必要性和効果・入札調達の有無[OPC14] ・ARDFコスト削減（#44岐阜総会決議の実施状況）[DND12] ・諸給与650万円/名[EPO16] ・退職金給付費用の意味合い[EPO16] ・退職給付の引当金不足（5500万円）[QZN16] ・福利厚生費130万円/名[EPO16] ・ARRL100周年への派遣（3名）手続き～費用負担～JARL90周年時の対応[AGU15] ・理事地位不存在確認の費用[ARW15] ・事務所移転を急いだ理由・費用[FVX14] ・事務所移転時の什器新調の必要性[DSN14・FVX14] ・ハムファアのアンテナ工事費[HGY15・RTS15] ・会長交代に関わる費用[LFV14]
	QSL	・業務契約の一般競争入札化[AAA16] ・従量課金化[HNN16] ・QSL転送費用の増[DOR15・WTL15]

一応の解決／一過性		(2/6)	経営 (2/2)
地方本部費		- 適否・あり方・予算配分の考え方：内訳／繰越額の扱い（含み資産化?）／地方本部ごとの繰越額の差違[FVX16・MYB16・OJO16] - 地方本部予算の増額理由（H27→H28で50万円）[FVX16]	
支部費		- 繰越金の収入への非算入[FVX16] - 大阪府支部の会費キャッシュバックキャンペーン～従来会員の不公平感問題～効果あれば全国拡大の可能性[DOR16]	
費目の扱い		- 事業活動支出の3項目と、組織（3部制）との不一致に伴う、正確性への疑念[BFA12] - 積立金（会館建設・衛星）の今後、費目[OJO16・WTL16] 『雑収益』が過大（¥40M）、受取利息の元（0.065%）[BFA13] - KANHAMへの補助金が『会員増強企画』扱いに[JRY16・QH16] 『会員増強企画』の実施途中での方向転換（大規模イベントも対象となり、競合強化）／別枠の補助金の有無[FFN16・JRY16]	
会員増強		- 会員増強キャンペーンの結果（200万円（153万円）のコストパフォーマンスレシオ）／対象12イベントの選定根拠／今後[AAA16・ARW16・BFA16・DOR16・FFN16・JRY16・MYB16・QH16・VQA16・WTL16] - 会員減少食い止め対策《種々の優遇策》[LFV15] - 実施体制～支部の負担大（連盟事務局側が見切り発車状態）[FFN16] 「4,000名増」は、実質「1,000名増」？[WTL15] 「退会者の引き留め」の必要性[WTL15] 「QSLが多く届いているライフメンバー」のQSL転送サービスへの勧誘[AXB16] - 減少に際し、うった対策・今後の対策	
青少年のための会費助成		- 大学生・大学院生への拡大を《大学生にまで拡大》[OEP16] - 学生会員《「お試し入会」など制度化》[FFN16]	
会費前納 会員	扱い全般	- 権利剥奪の目的・責任・訴訟対策[GXU13] - 定款改正の要否：前納会員のJARL NEWSを有料化[LFV13] - 扱いの再提案理由（#52通常総会で否決）[LFV13] 「前納会員以外の正員」についても、「基本・カード転送・JARL NEWS」に分離を／その場合の金額[BCE13・GXU14・LFV13・RTS13] - カード転送有料化の先送り（『会館基金』の活用で）[RTS13] - 財政改善での前納制度復活の可能性[BQV13]	
	QSLカード転送有料化	- カード転送有料化の前に行った経費削減努力・努力すべき[DBQ13・RTS13] 『ライフメンバー転送手数料』の試算（3600円の根拠）・検討経緯・根拠／高齢で発送少～移動運用サービサー・コンテストのほうが多い／ライフメンバーだけでなく「全体での負担増」策の可否／前納の可否[BQV13・DBQ13・LFV13・WFM13]	
	波及	「ライフメンバー会費期間延長キャンペーンによる事務局負荷～人員増」の危険性[DSN14] - JARL NEWS・QSLカード転送以外での、変更の有無[ACV13]	
	ケア	「意向・希望調査」の非実施の理由[KI13] - 過去の増強運動の際の仲介人への配慮不足[KI13] 「7200円の一般会員に移行した前納会員」のケアが必要～一般会員と同額の負担の制度に：カード転送3600円＋JARL NEWS600円×4だと6000円で、安い[VQA13(締切後着)・VQA14・WFM13]	
	事務面	- ライフメンバーの会員証・予算・デザイン《発行》[KBQV13] - Web版JARL NEWSでの券面配布の扱い（アンテナ保険・ハムフェア割引）[KRTS13]	

一応の解決／一過性 (3/6) 組織運営	
会長見解	- 運営ビジョン／具体的にイメージする，存在感のあるアマチュア無線／なにが「薄らいでいる」のか[ACV15・OJO16] - 中国地方新本部長任命～監査長を交代させられず残留～全支部長あて「嚴重注意文書」《最高裁でも判決変わらず；2015年6月監査長辞任》[WWK15]
組織運営	- 規定類集の作成承認経緯[HIC12] 『名誉会長』職の制度運用《定款改正否決》[AAA16・BFA16・DOR16・HCL16・LFV16・VQA16・WTL16] - 名誉会員：在任中なので翌年（H25）で／基準《推挙》[DBQ12・GXU12・RTS12] - JARL開設メーリングリスト（支部長メーリングリスト）の使途[NMT14] 「監査長公印」の有無・返還[WWK15]
委員会	- 委員会議事録のWeb掲載[RTS16] 『財政問題検討WG』の報告，指示事項[DND12・RTS12・VQA12] 「アマチュア無線活動の推進・周知・啓発」の活動縮小[RTS12]
非常通信	- 非常通信（熊本対応・東日本総括）[VQA16] - 非常通信体制整備：法52条4号（非常通信）？／法72-2条（総務大臣による措置）？[ACV15] - 目指すところ（扱いがぞんざい）[BFA12]
クリーン化	- 太陽光発電・LED照明などからの漏洩雑音対応（前年度の実績・当年度の計画になし）[GXU13] - モニター方法と報告先の総務省部局（28MHz・50MHzでの南シナ海漁船）[RTS12] - 地デジ完全移行時期の誤記：東北3県は2012年3月[OEP14]
事務局	『事務局嘱託規定』の高年齢者の本給70%以上の，減額[EJH12] 『事務局職員旅費取り扱内規』の『支度料』の，対象の絞り込み[EJH12] - 海外出張時のリスク回避コストの法人負担[EJH12] - 定年（65歳）からの延長2回の理由[GXU13] - 勤務時間[EPO16] - 給与削減[GXU14]
選挙管理	- 個人名・立候補種別の漏洩[DSN14] - 選挙用紙の封筒のバーコードの機能の説明（誰が誰に投票したか判る？）[DSN16] - 支部内会員のEメールアドレスの，社員選挙運動時の流用（現職有利）？[WTL15] - 選挙違反（H23）の内容・裁定・公表法・理事の関与[DBQ12]

一応の解決／一過性 (4/6) 理事・社員		
理事	全般	・ 理事候補者の社員総会で否決～落選者が地方本部長に就任～要求書（解任・説明責任を果たす）に無回答[GQT15] ・ 選任決議の目的・根拠[WFM12] ・ 判断基準の提示[EJH12] ・ 手続き：新体制後の理事会で決めるべき[DND12] ・ 選任否決の場合扱い（繰り上げ・補充の手続き）《「ただし書き地方本部長」に》[HIC12・WFM12] ・ 活動実績の提示[EJH12] ・ 理事もオンエアを[HHN16] ・ 局免切れ4786名への投票用紙の配布の可能性・責任・対策（社員選挙も同様）《結審》[DBQ13・GXU13・WFM13] ・ 「正常化のために解嘱された者」が選挙で当選～正常な運営をどう担保[NMT14]
	推薦理事	・ 推薦理由・本人意向・資格の明示[DND12・EJH12] ・ 根拠／必要性／枠数[DND12・WFM12]
	繰り上げ補充 (JG3CCD) 《選任否決》	・ 改名／理事地位不存在確認の裁判の原告団であったこと／ブログの内容[QZN15] ・ 理事会でのやりとりの確認（「理事就任に反対の意見があった」旨）[DOR15] ・ 各理事の、当該候補者についての理解度合い／次点繰り上げ時の慎重判断（低惜敗率）[DOR15]
	意思確認	・ 『会員増強組織強化委員会』に属する委員（投票行動の参考のため、とくに社団会費の値下げ）[PFW16] ・ 理事候補者に「不適格者がいる」と思うか；個別選任とはそういうこと[GXU14] ・ 「前納会員カード転送有料化理事全員賛成」の確認[WFM13] ・ 支部存続／廃止の二択回答[KCW12] ・ 社員総会での候補者のオブザーバ出席を[KCW12]
専務理事		・ 役員報酬実績（直近5年）[DND12] ・ 給与の適否：「余人をもって代えがたい」はずが交代[GXU14] ・ 報酬：上限¥10Mの根拠～再考；参考例の選定理由・調査年度[BFA12・DBQ12・EJH12・GXU12] ・ 報酬：上限¥10Mからの会長による“勘案”範囲[GXU12] ・ 報酬：実際の支払額・成果[DBQ13] ・ 報酬報告・活動報告・翌年の扱い[GXU13]
ただし書き地方本部長		・ 理事との差違（役員人事など、とくに地方本部間の扱いの差），解嘱の規定・推薦各支部長への事前確認[KI13・WWK13]
社員	総会	・ #1社員総会前の怪文書（ハガキ）[OEP16] ・ 会場（ホテル）／時間帯（午後から）[DBQ12] ・ 日程：All-Asia Contestとの競合[WFM13] ・ 傍聴：理事でない地方本部長・社員でない支部長[WWK13] ・ 議長選任の理由：前年の議長は不適任[GXU14・WFM14] ・ 昨年と同じ議長団・議決法ならば，社員総会として不成立[GXU14] ・ 「保留」票の扱い[WFM14] ・ 提起事項の，理事会でのその後のフォローが不明[DSN14] ・ 終了予定時間超過時の損害請求者の確認[DOR14]
	その他	・ 設立時社員の定款への署名／記名捺印（実施した記憶がない）の手続き[BFA12] ・ 指導処分の方策・判断（対支部長）[WFM13] ・ 地方本部・支部での役員としての就任[BFA13] ・ 規定類集のA4サイズ化（いまB5）・電子ファイル配布化[GQT14]

一応の解決／一過性 (5/6) 会員サービス		
局運営	レピータ局	・ ヤエスDR-1Xのアナログレピータ局としての国内導入の推進《DR-1X発表》 [WTL16]
	衛星	・ 大学の衛星などの支援数・内容[ACV13]
	記念局	・ コールサイン「8J1BOSAI」の異なる行事での使用[WTL16] ・ 「鹿島神宮式年大祭御船祭」特別局の開設中止理由/JARL・総通のダブルスタンダード/中止の周知[WTL15]
	ビーコン局	・ 保守実態：位置づけ・費目・委託先・復旧予定（JA2IGY VU帯）[HVO12]
	東日本大震災	・ ハンディ機の行方[DND12]
会員サービス	JARL NEWS	・ JARL NEWSの「オンライン化で発行部数減～値上げ」の可能性、価格の根拠、見直し[BQV13] ・ セキュリティインシデント：JARL NEWSが非会員でも閲覧できる状態で、とくに局名録の正誤表が露呈[WTL15]
	QSL	・ 短期海外運用時の転送手数料[WTL16]
	Web	・ JARL Webの携帯サイト《廃止》[AXB16] ・ ライフメンバーの追加費用免除期間中にもかかわらず「会員だがQSL転送不可」と表示される[DSN14] ・ 情報発信の力点の見直し：総務省の摘発発表のオウム返しよりは、独自の情報を[WTL15]
	新メニュー	・ スペア測定（無料サービス）《JARLがメニュー化（ただし有料）》[HIC16] ・ LPFの安価頒布[HIC16]
コンテスト		・ ログ提出で「フープロソフトあり・通信環境なし」の場合の扱い[RIL14] ・ QSOパーティーの電子ログ受付・ビューローでのステッカー配布[RIL14] ・ 『IARU HF Championship』での、4波交信達成証とWeb掲載の廃止[WTL15] ・ D-STARコンテストの検討状況《6m AND DOWNにD-STAR部門》[RTS14]
行事運営	ハムフェア	・ 出展者説明会の週末開催[RTS16]
	JARL 90周年	・ フライング[BCE15・DSN15・GQT15・OEP15・RTS15・RTS16・WTL15]
	IARU 90周年	・ IARUの90周年対応（一連開設された記念局に日本は不参加）[HBF16・KCW16・WTL16]
	IARU HF Championship	・ 末期的運営：告知の遅れ、「80m Phoneの運用なし」など[WTL16] ・ 2015年にむけては？[WTL16]
会員		・ ヤマト運輸への執拗なクレーム：QSLは信書（QSLの取り扱い拒否～¥20Mの負担増に）《ヤマト利用停止～『メール便』自体も廃止》[DOR15・HGY15・RTS15・WTL15] ・ クレーマー（モンスターペアレント）対応《退会》[WTL16] ・ アワード捏造申請発覚～JARL発行アワードの再審査[WTL16]
指導		・ 『非常通信』と『非常通信業務』の混同解消：非常時でも無資格運用は不可・非常通信を目的としたアマチュア局の開設は不可[OEP12]

一応の解決／一過性 (6/6) 外部環境	
対 総務省	・ スプリアス規格移行の円滑化・明確化・特例化《制度整備》[KF16・ARW15・BFA16・GQT14・HIC16・OHZ16] ・ CEPT諸国との相互運用協定《締結, ただしT/R 61-02 (長期滞在) 相当》[WTL16] ・ ニアマの養成課程講習会《制度整備》[OEP12・OEP14] ・ 475kHz帯状況《分配》[ACV13] ・ 1200MHz帯の維持《「レピータの減力」など押し切られ》[DSN16] ・ パブコメ対応なし (H23・H24 Eラーニング) [OEP12] ・ パブコメの具体的内容: PLCに「強く反対する」とは? [GXU13] ・ 屋外PLCへの対応 [GXU14] ・ コールサイン誤指定見過ごし: レピータ局「JQ6YAA」(本来は「JQ6YBA」) [WTL15]
養成課程講習会	・ パブコメに「開催実態の告発」的内容～伝統的にもさまざまな嫌疑[WTL15]
保証認定制度	・ JARDの再登板理由[WTL15]
ドローン	・ ドローンの運用法～個人局と社団局との同一人の同時操作[WTL16]
クリーン化	・ 太陽光発電パネルからのノイズ: 監督官庁への申し入れ [GXU14] ・ LED照明の雑音レベルの実測 [GXU14] ・ 総通: 『電波適正利用特別推進員』の活動支援: 適切な80条報告のアピール [OEP12] ・ 『電波適正利用推進員』『電波適正利用特別推進員』の誤記 [OEP16・WTL16]
対 自治体	・ 「災害協定」の締結数・啓発対象[BFA16] ・ 非常通信に関するJARLからのアクション [OEP13] ・ 目黒区役所のWebの誤解を招く表現 (会長名で「アマチュア無線」の文言の削除要請) への考え; トラブル発生局の把握 (http://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/gyosei/keikaku/torikumi/sumai/antenna.html) [OEP12]
対 TSS	・ 訴訟を受けた内容, 弁護士費用など [DSN14・FVX14・VQA14] ・ Webの今後の見通し, 旧Webの残置 [OEP14・OCP14] ・ 移行とスパムメール増との関連, スパムメール対策 [FVX14・OCP14] ・ 障害についての見解, 対応費用 [DSN14・FVX14] ・ 理事による裁判中の情報流布と, 当該理事への指導内容 [DOR14] ・ アグレックスへの切り替えの際の手続き, 費用 [DSN14・FVX14・STY14・VQA14]

数値の開示	
金額	・ 赤字総額 (新法人移行後) [MYB16] ・ 赤字額 (H23) [GXU12] ・ H28決算予想 [MYB16] ・ 会員増強キャンペーン結果 (「200万円かけて66名の増」との分析もあり) [BCE16・DOR16・JOK16・MYB16] ・ 消費増税の影響 [WTL15] ・ 『雑収入』の内訳: 膨らんでいる [BFA16] ・ TSS・アグレックスへの支払額 [DOR14・DOR15・DOR16・VQA14] ・ 会費中のQSL転送費の割合, 転送費の内訳 [WFM13] ・ 職員の平均給与 [DBQ12]
件数	・ 会費助成の件数 [BFA12] ・ 賛助会員の口数の分布 [ACV13]
人数	・ ライフメンバー移行状況, 目標比 [ACV15・LFV14・VQA14] ・ QSLカードの発送状況・発送法 [HCL16] ・ QSL転送の実利用者数, うち前納会員数 [WFM13] ・ QSL転送を(有料で) 利用する前納会員の見込み, 目標達成率 [DSN14・VQA13(締切後着)・WFM13] ・ ライフメンバーの7200円の会員数・正員の7200円の会員数 [RTS14] ・ 制度変更時の退会者数 [LFV14] ・ 脱退者と入会者 (2015年度) [JOK16] ・ ライフメンバー会員数 [JOK16] ・ 18歳未満の入会数 [LFV14] ・ 職員数・賞与引当金の対象人数 [DBQ12]

平成 29 年 6 月 12 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 高尾 義則 様

JARL 徳島県支部長 (社員)

JA5NC 吉 田 稔

第 6 回定時社員総会の質問について (準備書面)

1 特定資産、会館建設積み立て資産について

特定資産の取り崩しについて、毎年多くの社員の方からの質問があります。従来 1 億円近くあった取り崩しが、平成 28 年度は約 9 百万円であったことが示されその努力が認められます。しかし、この会館建設積み立て資産が取り崩されていることに違いはなく、消滅するまで毎年取り崩しが行われていくのでしょうか。理事会での協議はどうなっていますか。現在の会員のサービスのために取り崩していくのであれば、それでよしとするとの考えでしょうか。

2 監査指導業務について、その見直しが議題となったことが有りました。その後、どうなりましたか。地方本部や支部において、現在、ガイダンス局の運用以外には、ほとんどその活動実態がみられないというところが現実ではないでしょうか。監査指導業務実施規定の見直しが求められます。

3 関東地方本部費の前任地方本部長の不当な支出金について、

どうしてこのようなことが起こったのか、実態はどこまで精査ができましたか。個人の資質の問題が大きいと思われますが、今後、このような不正な経理処理が行われないシステム作りについてどうお考えでしょうか。

4 新スプリアス規格に適合する無線機について

古い送信機を改造して電波を出したい、自作した無線機で電波を出したいなどというのはアマチュア無線という趣味の醍醐味でしょう。その無線局の免許について JARL は、JARL にまかしておくのではなく、新スプリアス規格に対して JARL としての見解をはっきりと打ち出すべきです。まだ混乱しているところがあります。

5 ARDF 競技大会について

スプリント競技や、FOX-O 競技は、アマチュア無線というより、スポーツ競技としての傾向がより鮮明になってきました。また、競技大会を実施するにはボランティア精神に基づく大変な苦労が必要です。JARL の組織から切り離して、他の団体に運営を委託すると言うようなことを考える時期に来ていると考えます。

2017.06.11

質問状

JE8JOK
竹内秀則

- 1 会員増強キャンペーンについて
 - (1) 青少年お試し入会キャンペーンの入会者は何人ですか。
また、その後、継続された会員は何人ですか？
 - (2) 会員増強キャンペーンでの年間目標数は何人ですか。
- 2 ライフメンバーについて
 - (1) ライフメンバーに移行あたり経費は削減できたと思いますが、当初の計画どおり達成できたと思いますか？
 - (2) ライフメンバー制を導入しても財政の赤字が進んでいるのはなぜか、検証したことがありますか。（当初の見積が甘いのではないか？）
- 3 財政健全化の目標はいつですか。
 - (1) JARLは、何年に赤字脱却を目標としていますか。（具体的に）
 - (2) 昨年度は全てのエリアで正会員数が減少していますが、JARLは会員数が何人になれば財政の健全化が可能なのでしょうか？
（具体的な数字でお答え下さい）
- 4 JARLとして収益事業の検討はないのですか。
 - (1) 社団法人時には収益事業は分離して財団法人となりましたが、現在では一般社団法人でも収益事業が可能と聞いておりますが、出来ないのでしょうか？
 - (2) 出来るのであれば、なぜ検討しないのですか？
会員の増加を見込めないのであれば、積極的に取り組むべきと思いますがご説明下さい。

第6回 総会準備書面

高尾会長殿

社員 JA1RTS 日下

1) D-STAR について

2012年の総会でD-STAR関連でさらなる通信方式やネットワークなど新しい方式導入
発展と普及を進めて行くの方針を確認しました。

D-STAR委員会も立ち上がり活動が期待されていました。

ところで昨年は委員会も開催されていないようですが

方針が変更されたのでしょうか

回答をお願いします。

2) C4FM レピーターについて

多くの会員各局から要望があります。

現状を説明をお願いします。

3) 10mにおける侵入電波について

今や10m以外のバンド以外にも拡大されて来ているとどんどん浸食
されています。

IARU REG3 経由で依頼されていると総会で報告頂きました。

その後進捗状況を報告下さい。

4) 委員会議事録の開示

総会で要望を出しましたがどうになりましたが。

せめて議事録の開示が無いと委員会の中身が見えてきません。

以上

平成29年6月9日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 殿

関東地方選出社員
JH10HZ片倉由一



第6回社員総会の事前質問

社員総会議事運営規定第14条の規定にもとづき、準備書面を提出します。

200Wを超える新スプリアス規格への対応について

旧規制に基づく型式検定等の合格の効力期間が、いよいよ平成29年11月30日までとなりました。平成29年度事業計画では「JARD, JAIA、メーカー各社と連携を取りつつ、できるだけアマチュア局に負担のかからないような手続き方法を総務省に要望しながら調査検討をおこないます。」となっており、平成28年度の事業計画と同一になっています。

空中線電力200W以下の機器にあつてはJARDのスプリアス確認保証制度の保証料についてJARDとの連携でJARL会員が複数台出願する場合の減額特例措置が実現していますが、200Wを超える場合についてはJARLとしてアマチュア局が少しでも容易な手続きになるような措置実現への取り組みが見えてきません。

JARD、JAIA、メーカー各社との連携の他、200Wを超える場合は特に総務省との連携ウエイトが高いと思いますが、JARLは会員のために何をしようとしているのか、この課題にどう対応するのか、考え方や進捗も含め具体的に説明をお願いします。

以上

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

第6回定時社員総会議事質問事項

平成28年度報告

Ⅱ 事業状況 3. 役員会等に関する事項

(5) 第31回理事会から議事録の中に

「第1号議案の審議に関連して、関東地方本部長から関東地方法本部の今年度予算の執行について前任の本部長より前年度支出の清算が今年度から行われており、会計処理上不適切でないかとの発言があった。

このことについて、関東地方本部長が過去2年間の支出の実態を詳細に確認し、理事会に報告し、幹事による領収書等の点検調査を行うこととした。」

とあるが、この結果についてはどの様になっているのか質問する。

28年度事業報告

2. アマチュア無線活動の推進

(2)アマチュア無線制度の改善

② 新スプリアス規格の対応等について総務省に要請した

Q1 具体的ななどの様なことを要請したのか

Q2 スプリアス規格の測定および、結果報告書の作成手順等の要領書を作成し、会員に配布することなど予定しているのか？

Q3 職員の勤務時間は、何時から何時までですか、勤務時間前、また勤務時間を超えて会員が来た場合はどのような対応になりますか？

以上質問いたします、ご回答宜しくお願いします。

関東地方本部社員

JA1EPO 立川 喜一

03-3988-8771

平成29年6月12日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会 長 高 尾 義 則 様

信越地方本部選出社員
JAφLFV 大塚 久夫

第6回定時社員総会準備書面での質問

社員総会議事運営規定第14条に基づき、社員総会の質問について準備書面を送付致します。

第1号議題 平成28年決算の件についての質問

①事業報告の中の会員の状況報告で会員数が前年度より合計で270名減少しているが
会員減少のはじめ及びこれからの対策をお聞きしたい。

②赤字が少なくなつては来ているがまだまだ赤字金額が大きい為このまま行くと破綻するのではないかと心配です。
今後の見通しをお聞かせ下さい。

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則殿

平成 29 年 6 月 13 日
関東地方本部区域社員
JO1EUJ 高橋 俊光

第六回定時社員総会準備書面

1：第 1 号議案関連

1-1：関東地方本部予算決算について（要望）

第 3 1 回理事会報告の第 1 号議案に以下の記述がある。

なお、第 1 号議案の審議に関連して、関東地方本部長から関東地方本部の今年度予算の執行について、前任本部長により前年度支出の清算が今年度予算からおこなわれており、会計処理上不適切ではないかとの発言があった。このことについて、関東地方本部長が過去 2 年間の支出の実態を詳細に確認し、理事会において監事に報告し、監事による領収書等の点検調査をおこなうこととした。

さらに第 33 回理事会報告には、関連部分で以下の記述がある。

さらに、監事より関東地方本部費の前任本部長支出分に関して、帳簿・領収書等の点検結果について発言があった。監事は、前任関東地方本部長の関東地方本部費の使途並びに平成 26 年度以前からの繰越金と平成 26 年度 27 年度の予算額を 27 年度第 3 四半期中にほぼ使い切り、不足額が平成 28 年度予算で清算していることを指摘し、このような経理処理は公正公平の観点から疑わしいことであり、各地方本部長に改めて注意が促された。

関東地方本部費の前任地方本部長支出分については、実態をさらに精査が必要との見解が示され、場合によっては不当な支出金の返還請求や処分等の是正を求めるとの見解が述べられた。

これに関して、以下の資料を入手しました。

関東地方本部年次収支予算集計									
	本部長	東京都支部	茨城県支部	千葉県支部	埼玉県支部	栃木県支部	群馬県支部	山梨県支部	長野県支部
H24年度	647,000		754,000	688,000	472,000	588,000	357,000	304,000	31
H25年度	843,000	88.4%	751,000	685,000	470,000	566,000	355,000	303,000	31
H26年度	638,000	89.2%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31
H27年度	598,000	93.7%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31
H28年度	875,000	112.9%	746,000	680,000	467,000	562,000	353,000	301,000	31

	本部長	東京都支部	茨城県支部	千葉県支部	埼玉県支部	栃木県支部	群馬県支部	山梨県支部	長野県支部
H26/4繰越金	588,873		2,315	113,829	1,097	72,450	131,733	63,410	4
H27/4繰越金	149,350		3,763	128,597	137,546	12,956	113,612	117,514	4
H28/4繰越金	8,037		20,194	115,583	202,420	6,503	158,098	96,421	4

「本部長」の欄に着目すると H26/4 時点の繰越金が 56 万円弱有ったが、H28/4 時点で 1 万円を切っていることから、第 33 回理事会報告に在るとおり、「26 年度と 27 年度は予算額を使い果たし、繰越金も 27 年度中に底を突いたから 28 年度予算に食い込んで清算した」ということをしめしており、これは不適切な会計と言える。第 33 回理事会報告にあるとおり、「なぜ、そういう会計処理をしたのか」について、精査を行い、結果の公表と、その結果によっては理事会報告にある通り返還請求（訴訟）を行うことを要望します。

2:事業報告関連

2-1:アマチュア無線活動の推進関連

2-1-1: D-Star 運用状況赤文字の件（質問）

一時的に D-star 管理サーバーのアクセス状況画面が赤字だった件

平成 28 年 9 月 9 日に、数時間ほど、D-STAR 運用状況サイトの表示が、運用者とアクセスポイントのコールサインが同じ場合に赤字表示されるようになった。

「同じ識別信号（呼出符号）の「移動するアマチュア局」と「移動しないアマチュア局」が存在する場合には、『「コールサイン」と「使用するレピータ」』または『「中継先レピータ」と「相手局」』が同一になるのは有り得るので、単純に「コールサイン設定が同じだから違反」とは言えないものである。『「コールサインが同じだから同一無線局免許配下の設備同士である」として警告する』という意味だったのならお粗末です。再発することが無いよう要望します。

2-1-2: FPV(5.8GHz)についての提案（要望、質問）

FPV に関する免許確認義務化、通信の相手先について

FPV（ドローン）を発売しているメーカーの中には、そのカタログや取扱説明書には「5.8GHz を使用する FPV は、映像送信機を操作するための資格として、第四級アマチュア無線技士以上の無線従事者免許とアマチュア局の免許の両方が必要です」と記載しているものがあり、メーカーによっては TSS または JARD で保証を受けるための「送信機系統図」を製品に添付しているものが存在することからの要望です。

- (1) FPV 競技会においてはアマチュアバンドの 5.8GHz を使っている FPV を使用する場合は、出場申し込み時にはアマチュア局の免許状（当然 5.8GHz の FPV の免許を受けていること）のコピーの提出、競技会当日等の機体点検時には同コピーの提示と無線局免許証票、無線従事者免許証の確認を必須とするよう、競技会主催者と連携すること。既に実施している場合は、確認することの徹底を要望とします。

(2) FPVはその使用形態上、機体上の映像送信機から動画を送信した状態で使用する。

この場合は従来のアマチュア局の運用形態には無い「一方送信」の形態であり、通信の相手方としては「自己の所有する受信設備」となります。

アマチュア業務の目的を考慮すれば『一定条件の下での「免許人所属の受信設備への一方送信」は容認されるべき』だと考えるが、この場合は一定のガイドラインが必要と思われます。

というのは、「免許人所属の受信設備」を通信相手とする場合は運用を間違えると「アマチュア無線を通じての作業指示連絡」などの違犯行為を助長する可能性があります。背景として、実際に行われた行為を元に例示を示します。

35年ほど前に行われたもので、実施団体、日時、場所は判っているので監査指導委員会議でしたら団体名等は明かしますが、ここではそれは省略します。

145MHz帯 F3E電波の発射が可能なアマチュア無線機（免許を受けたか否かは不明）を、当時の基準による微弱電波しか発射できないように改造（実施者自称）して、野球場であればバックネット裏に送信機を設置し、内外野グラウンドのフェアエリアを1m間隔で埋め尽くした演技者に（最遠距離は150mほど）、サッカー場であればセンターラインの片側の中央付近に送信機を設置し、インボールエリアになる全域を同様に埋め尽くした演技者（最遠距離は100mほど）に指示を一方送信する行為がありました。

それが違法なのか合法なのかは別に議論するとして（JARLとしては違法と合法のどちらと考えるか回答して頂けるとありがたい）、この状態において、微弱電波ではなく、免許された範囲内の空中線電力でコールサインを送信しつつ演技の指示を送る行為を想定してください。

「その使い方は違法行為である」とする方が圧倒的多数でしょうから、そういう使われ方をされないようなガイドラインの制定が必要だと思います。

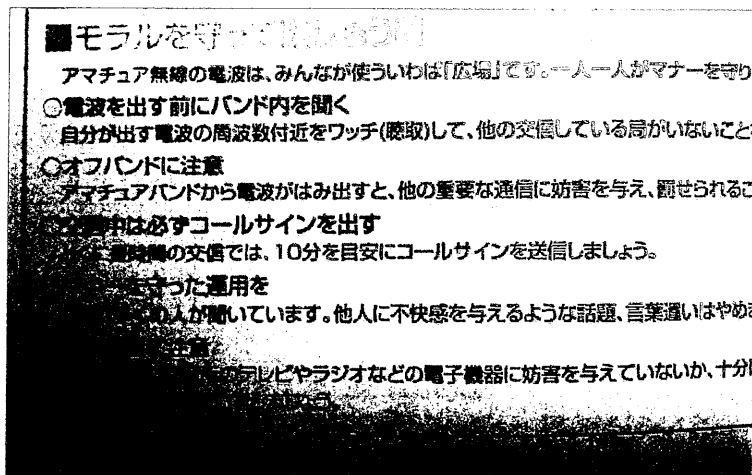
なお、FPV愛好家の中には Wires ノード局や D-star アクセスポイントと同様に FPV とは別局免で、合計2局の 5.8GHz の免許を受けている方も居ると聞きます。

「免許人所属の受信設備への一方送信」について、JARL はどのようなものならアマチュア業務の範囲と考えているかをお答え頂きたい。

2-1-3: レッツスタートハムライフ コールサインの送出基準 (要望)

いわゆる 10 分ルールの誤認識について。

2016 年秋版ではコールサインの送出については「10 分を目安に」となっている。



参考 各総合通信局が作製しているリーフレットは「10分程度に1回は」となっている。

アマチュア無線は、多数の人が同じ周波数を利用しています。電波法令を守るとともに、他のアマチュア局の利用を妨げないように心がけましょう。

● コールサインは、必ず言いましょう

愛称やサフィックスのみの送出など、コールサイン(識別信号)を省略しての通信は違法です。

通信のはじめや10分程度に1回は、コールサインを送出して、他のアマチュア無線局から識別できるようにしましょう。不法無線局の確認や排除にも効果があります。

参考 改版前のレッツスタートハムライフは「必ず10分に1回は」となっている。

7 アマチュア無線のモラルと注意事項

START! HAM LIFE

AMATEUR RADIO ETIQUETTE

アマチュア無線の電波は、みんなが使ういわば『広場』ですから、決して独り占めしたり、人の交信の邪魔にならないようにしなければなりません。また時々テレビやラジオに妨害を与えてしまうことがあるかも知れませんが、電波を放射しようとする前には他の人が使っていないかどうかを良く確認したり、自分の家や近所のテレビやラジオに妨害を与えていないかどうか十分確認してください。

そのためには先輩のアマチュア無線家の協力を得て、電波の受信方法、電波を放射する前の確認方法、試験電波の発射方法、テレビやラジオに妨害を与えていないことの確認方法などを教わることをお勧めします。

また、電波を放射する場合には、どのアマチュア局が電波を放射しているのかを明確にするために、必ず10分間に1回は自分のコールサインをハッキリと言いましょう。相手の人に自分のコールサインをしっかりと分かってもらうために、英文通話表を利用して、例えば「JULIETT ALFA ONE ROMEO LIMA」(JA1RL)などと言ってください。

改版前の「必ず10分に1回は」という表現については一般社団法人化する前に名古屋で開催された通常総会において、私が

「7ページにある10分ルールは、「如何なる場合でも10分に一度で良い」と解釈される可能性が高いので不適切だから改訂を要望する」と要望したところ、

当時の日野丘専務理事から「次回改版時に文言を改める」と回答を頂いた。

在庫の関係や他の改版箇所の関係も在り、直ぐには改版できなかったのであろうが、改訂していただいたことは感謝します。

残念ながら現在の表現でも「10分に一度言えば良いのだ」という方は出てきます。

(現にガイダンス局から注意広報を送信すると、そういう返答をするものが時々居ます)

無線局運用規則第30条は「1回の送信継続時間が長時間に及ぶ場合には、アマチュア局は10分を標準に呼出符号を送信すること」という規定であるので、

「如何なる場合でもコールサインの送信は10分に一度でいい」と解釈されるのは問題であることには変わりません。

現在版は各総合通信局版と対比すると文言は異なるが、趣旨は同じである点は評価します。

次回改版時も、総合通信局版と相違が無いよう留意することを要望とします。

2-1-4: 1200MHz レピータ減力について (質問)

総務省が実施したパブリックコメントで1280MHz帯レピータ減力が提案された件

(1) 平成28年9月28日から10月27日までの間に意見募集が行われ、平成28年11月18日に結果が公開されたパブリックコメント原案には1280MHz帯のレピータの空中線電力を1W以下にするという案があるが、これに対してJARLが意見を出していなかったが、それはなぜなのか回答を求めます。

(2) 提出された意見の中で、1280MHz帯レピータの減力については経過措置を求める意見があり、総務省は「変更申請時もしくは再免許時に減力していただく方針でJARLと協議する」という。これについては1280MHz帯レピータ設置者と調整を行い、総務省とも相談のうで円滑に進めることを要望とします。

アマチュア無線家目線では、減力には反対したいところではあるが、1280MHz帯はアマチュアは二次業務であることや、つい先日も打ち上げられた衛星「みちびき」の用途を考えれば、減力は仕方が無いと考えます。

参考 当該パブコメ結果の抜粋

4	個人	要旨 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。 意見 (1) から (8) の全て賛同する。 但し、(8) のうちアマチュア局のレピータ局については相当の経過期間を設けてください。 アマチュアバンドの 1280MHz は周波数割当上は二次業務である。 国際電気通信連合憲章付属無線通信規則 (ITU-RR) 等で、一次業務からの保護要求は認められていない。 アマチュア局免許人の中には (8) のアマチュア局のレピータ局の空中線電力制限に異を唱える者は少なくないと思慮するが、天頂衛星による測位システム等の有用性やそれらが一次業務であることを踏まえれば空中線電力制限は仕方が無い。 経過措置として改正省令および審査基準の施行後、1280MHz 帯のレピータ局にあってはその免許の有効期限までもしくは施行後 1 年のうち期間が長いほう (有効期限まで 1 年未満なら有効期限まで) 空中線電力 10 ワットを認めていただきたい。	既存局については、基本的には設備等の変更又は再免許までの間に減力していただくこととなります。 免許人である「一般社団法人日本アマチュア無線連盟」と調整の上今後、適切に進めさせていただきます。	無
---	----	--	--	---

2-1-5 : 2020 東京オリンピック・パラリンピック大会で割当を行う周波数案対応 (質問)

関連パブリックコメントに JARL が意見を出さなかった理由。

周波数案の中には、アマチュアバンドに重なっているものがあるが、これに関するパブリックコメントには JARL からは意見が無かった。

オリンピック・パラリンピック競技期間中に海外から持ち込まれる機器について臨時許可を与える場合でもアマチュア局側が何らかの制限を受けることは極力回避したいところである。如何なる理由で意見表明をしなかったのか。

2-1-6: 東京五輪、ラグビーワールドカップに備えて (要望)

東京五輪特別記念局に関して JOC や総務省との折衝の件

- (1) 特別記念局を設置することになると思うが、そのシャックやアンテナをどうするか。選手村に設置する場合は設計段階から配慮する必要があるし、既存建物を使ったメディアセンターに設置する場合はシャックやアンテナの位置など検討課題がある。
- (2) 来日する各国選手団および競技観戦に来る外国人で、本国のアマチュア局免許を記念局に持参し、記念局の運用を希望した際の措置は、先のボーイスカウト世界ジャンボリーの特別記念局 (8N23WSJ) 限定で出された外国人特例と同様の措置が少なくとも必要である。過去に「愛・地球博」でも同様の対応をしたと聞くが、東京五輪についても同様の対応は必須である。
- (3) 2019 ラグビーワールドカップでも記念局を開設する場合には同様の対応が必要である。

上記について、適正なメンバーを選定の上、準備委員会を設立して準備をしていただきたい。五輪・パラリンピックは 3 年後だがラグビーワールドカップは 2 年後で在るので時間が無い。かつての 2002 年日韓サッカーワールドカップでの試合開催地の各記念局の運営も参考になると思います。

2-1-7: 法令遵守（特にバンドプラン、オフバンド防止）の啓蒙（要望）

法令遵守意識向上について。

「最近多いのが JT65 等によるオフバンド、3,576kHz、1,838kHz での送信や 7,076kHz での日本同士の交信である」という情報が在ります。
JARL としていろいろ尽力されているとは思いますが、CQ 誌の JARL 担当ページや JARL NEWS、JARL WEB を通じての啓蒙の強化は必要だと思います。

各総合通信局の報道資料については『「どんな違反だったのか」が判りにくい』という方が居ますので、違反内容の概要として
たとえば「三アマの免許が無く 18MHz の指定が無いのに 18MHz を運用した」とか
「オフバンドなら、どの周波数でどんな電波型式を運用したのか」を各総合通信局に照会し、公表範囲を調整したうえで JARL WEB 等で公開していただきたい。
たとえば、総合通信局の報道資料作成担当官によっては
「日本では許可されない 3,576kHz で狭帯域デジタル通信（JT65）を行った」と具体的に書いてくれる場合があるので、これが無かった報道資料について、JARL—WEB 内等で補完して頂ければ幸いです。

2-1-8 アマチュア無線の普及促進

アマチュア無線の普及促進について。

- (1) 2-1-2 で述べた FPV の例では、5.8GHz 帯の FPV のみで開局している方に対して、『アマチュア無線には他にも様々な楽しみ方が有ることの PR』は必要だと思いますが「先方が求めないのに延々と他の楽しみ方を語る」の類いは避けるべきです。
- (2) 既に認識されているとは思いますが、従来からのアマチュア無線勧誘パンフレットに在る「レジャー時にアマチュア無線が在れば便利です」のような「連絡用に便利」を全面に出すものでは「連絡手段なら LINE やケータイメールで十分」と言う方が圧倒的多数の状況ではアマチュア無線の免許を取ろうと思う方が出てくる可能性は低いと思います。
- (3) 特定小電力無線機、登録型デジタル簡易無線機、合法の市民ラジオなどのいわゆる「ライセンスフリー無線機」は、どちらもアマチュア無線同様に、同種の無線機同士での不特定多数との交信が認められています。
アマチュア無線との決定的な違いは、法的規定を当てはめれば、
「アマチュア無線の通信内容はアマチュア業務の範囲内で自由」なのに対して合法 CB（無線局免許状が必要だった頃の免許状の記載）や簡易デジタルでは「簡易な業務用」となっていて「仕事上の連絡にも使える」など、
「アマチュア無線よりも通信内容の自由度が高い」点が在ります。
さらには無線機とアンテナの法的制約から『「同じ機種とアンテナ」で通信技術のみを競いやすい』という点が在る点等からライセンスフリー無線機に優位性を挙げる方もいますから（現に現在順次納入が行われている予約販売製の 10 万円台の新スプリアス基準準拠の 8 チャンネル 0.5 ワットの CB 無線機の人気は JARL もご存じのことだと思います）、ライセンスフリー無線愛好家に対しては、それぞれの無線の特性を踏まえた上でアマチュア無線でしかできないことを中心に PR するような勧誘策を取るべきだと思います。

2-2:電波環境クリーン化関連

2-2-1: 7,020kHz LSB 東南アジア系局の認識について (質問)

東南アジア系言語の通信が CW 帯に出現し混信になっている件。

夜間になると高頻度で 7,020kHz LSB で強力に入感する東南アジア系言語の局について、28MHz 帯下端に出現する漁船群と同様とする情報が在ります。

ここ数ヶ月、監査指導委員として侵入電波報告もしています。

JARL は、これをどこまで把握しているか。

IARU Reg3 と連携して可能性が在る国の主管庁と連携して、可能な範囲で撲滅を働きかけて頂きたい。

2-2-2: アマチュア無線免許所持を優遇する怪しげな求人広告の件 (質問)

ダンプ・トラックを使用する運送業で、アマチュア無線免許所持者を優遇している件。

ダンプ・トラック運送業で、アマチュア無線免許所持者を優遇している件。

以下のような求人を行う運送業者が存在する。

引用開始

求人 > 大阪府の求人情報 > 泉大津市の求人情報
このページの一番下へ

大型運転手(10ト車) / 社名非公開

☐ 就業時間

1)08:00~17:00

☐ 仕事内容

建築に伴う砕石や残土等を運搬する業務です。

それに伴う積み下ろし作業もあります。

建設機械(車両系)運転免許資格あれば尚良し。

駐車場が和泉市仏並にあり、朝は直行。

※無線出来る方(アマチュア無線)

(1)4VF 435MHz20W

(2)4VF 145MHz20W 上記(1)(2)どちらか出来る方歓迎!

☐ 雇用形態

パート労働者

☐ 採用予定人数

引用終了

アマチュア無線免許を優遇する理由として、「従業員同士の親睦で活用している」というこの手の求人広告を出す企業があるが、実態は、アマチュアバンドを使った運送に関する業務連絡であり、時々各総合通信局の報道資料で報じられる「従免有って局免無し」で摘発されるような例に繋がっている例が多く見られる。JARL としては、こういう求人行為をどう考えるか。

参考として、監査指導規定には、かつて「アマチュア業務に該当しない通信の例」の記載があり、「旅客貨物運送業における運行状況連絡、配車に関する連絡」というものが有った。具体的には「運転日報を代書できる通信内容」が挙げられる。現在では各総合通信局版アマチュア局向けリーフレットには以下の記述が在る。

● 業務用通信には使えません

アマチュア無線は、金銭上の利益ではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うものです。

営業や業務連絡、イベント運営等に関する通信は、アマチュア無線の目的を逸脱しており、電波法違反で処罰の対象となります。

業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。

このリーフレットや例示が有った頃の監査指導規定の観点から言えば、好ましくない求人広告と言わざるを得ないが、JARLの見解を聞きます。

2-2-3: がいだんす局整備（要望）

老朽化対策、新スプリアス対策

老朽化対策、新スプリアス対策が必要です。

「あまちゅあがいだんす1～10」は平成6年度から、

「あまちゅあがいだんす11～20」は平成19年度から使用している。

どちらも老朽化が見られるほか最近流行のDVモードには対応できない。

さらには「旧スプリアス基準」の機材である。

本年は再免許申請の年であるので、再免許は行っていただきたい。

平成34年11月30日の旧スプリアス基準機器使用期限と再免許後の免許期限が

偶然一致しているので、今回は制約無く再免許されるはずである。

予算厳しい中、全機一度にでは無くても良いので、機器更新をお願いします。

2-3: 会員事業関連

2-3-1: 動画配信について（要望）

平成29年3月17日に開始した動画配信は評価します。

映像コンテンツ作成には相応の費用が掛かり、かつて作製していた16ミリフィルムは少なくともここ15年ほど作製しなくなったことを踏まえれば、動画配信をもっと早く始められなかったのか？ と言う思いがあります。

DVDを各支部に配布しても支部行事等で使用しなければ無意味だし、支部行事自体がアマチュア無線に興味がある方（従免だけ持っている方含む）や実際に局免許を持ち運用している方が来場者の殆どであることから、アマチュア無線をPRする手段として動画配信サイトの使用は評価します。

以下に私に意見・感想を託した方の意見等を含んだ感想を示します。

- (1) モールス符号を使用した通信の紹介では、一般向けPRには縦ぶれ電鍵に限ります。いわゆるバグキーやエレクトリックキーヤーでは、現行動画でも「何をやっている

のですか？」という部分が在りますが、一般の方には、なお「何をしているのか」は判りません。

縦ぶれ電鍵による通信なら、映画やアニメの影響もあって「モールス符号で通信している」ということを理解していただくことは容易です。

- (2) JARL 作製のものは RSGB 作製のものとくらべると「ワクワク感」が無く、途中で見る気が失せてしまうという感想を最も多く頂いています。

意見の最大公約数は

「アマチュア無線家目線の「こんなことをやっています」という構成」と
「アマチュア無線に興味が無い方が見て「こんな事をやっているのですね。おもしろそうだからやってみたいな」と、引き込まれて最後まで見てしまう構成」の差でしょう。

- (3) この動画をきっかけにアマチュア無線免許を取得した方、JARL に入会した方はどれだけ居るのか。平成 30 年以降の総会で可能な範囲で公表して欲しい。
二、三、四アマ講習会実施団体に協力を依頼して、受講する動機に関してのアンケートを採るなどで可能だと思う。(要望依頼が複数)

- (4) 再度の動画作成の際は、出演希望者を公募するのも一つの手法だと思います。

出演料は無しとして撮影場所までの交通費の実費は支給するもので、

登録クラブで有る無しにかかわらずクラブ単位で募集するか、正員個人から募集するなど、よりワクワク感がある、「やってみたい」と思っ貰えるものを要望とします。

2-3-2: JARL 会員局名録の転売防止策の件。(要望)

個人情報保護法の観点での転売防止策の件

個人情報保護法の観点では、JARL 本部と会員以外が所持することがないような配慮が必要であるが(書籍である以上は国会図書館への納本は当然とする)、
少なくとも転売禁止や廃棄する際の扱いについて注意喚起する文言を明確に掲載することは必須であると思うので、転売禁止等の文言を表紙の次の「とびら」等に明記すべきだと思う。次回出版時以降は記載して欲しい。

2-3-3: QSLカード記載の個人情報の扱いについて不適切使用例防止啓発（要望）

個人情報の不適切な扱い例があった。これを防止する啓発について。

QSLカードに記載の住所氏名宛に政党の広報紙が一方的に送られてきた事例がある。



QSLカードに記載された個人情報について、このように扱うのは不適切である。
JARLからも、このような不適切な使用をしないよう注意喚起を要望します。

2-4: 非常災害時への体制整備

2-4-1: 非常通信マニュアルに補筆（要望）

アマチュア局には電波法施行規則第33条の2は適用できない旨を追記

JARL 作製の非常通信マニュアルの23ページ、「【参考】非常通信に関する考え方」に、以下の文言を追加していただきたい。

#####

- (1) 電波法第39条の13の規定により、アマチュア局の操作はアマチュア局を操作できる無線従事者（別に告示する外国資格を含む）に限られます。
- (2) 電波法施行規則第33条の2 第二号にある「非常通信業務」を電波法第52条第4号の非常通信と混同して「非常通信実施時には無線従事者免許を持たぬ者がアマチュア局を操作しても良い」としている例が見られますが、それは誤りです。
- (3) 「非常通信業務」は電波法施行規則第3条第14号に規定が在り「非常通信」との差異は「有線通信の使用が不可能か著しく困難であるとき」という規定が無い点が在るが、

「非常通信業務」は『「非常通信」を通常の業務とする「非常局」のためのもの』です。

- (4) 電波法施行規則第33条の2は電波法第39条から参照されるものであり、電波法第39条はアマチュア局には適用しないと規定しているので、電波法施行規則第33条の2第二号の「非常通信業務を行う場合であつて、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないとき、又は主任無線従事者を無線設備の操作の監督に充てることができないとき。」はアマチュア局には適用できません。

#####

背景として、とある非常通信協力会のメンバーのホームページに、この部分を誤認識している記述が長年放置されており、弊害が出てきていることを申し添えておきます。

下図参照 最初の3行が問題箇所です。

●無線設備の操作の特例
アマチュア局の無線設備の操作は免許人(住所欄は構成局)でなければなりません。通常、非常通信の場合にこれらの者(無線従事者)を操作にあてることができないときは、特例として他のもの(資格がなくてもよい)が無線設備の操作を行うことができます。
ただし、通電に關する電波法上の責任はその局の免許人になります。

また、この特例を拡大解釈して、登山等で免許の無い者がその時の非常用にアマチュア無線機を使用するケースが多いようです。
免許を受けていない無線機を登山に非常通信に使った場合は、その非常通信自体は全くを無効と見做すことができます。無免許で電波が発射できる状態の無線機を所持していると、免許を無いで無線局を開設(不法局)したとみなされますので注意が必要です。

非常通信は正式な免許を受けた無線局に例外的に認められている目的外通信という認識が必要です。

この特例も誤解されやすいと察します。この特例は免許を受持っている無線機の使用が前提です。その無線機の免許人自身が登山したか、免許人が登山の者から無線機を借りたかという場合に、代わりに局の主任(免許を受けている)が操作してもよいというものです。あるいは非常事態が発生し、他に連絡手段が無い時、たまたまそこに無線機があった場合(自分は免許を持っていない)を想定しています。よって最初から計画的に、緊急用に電化許で無線機を所持することを容認するものではありません。その点、特に登山家で誤解、いされている方が多いようですので注意です。

以上 JO1EUJ 第6回社員総会準備書面

○事業報告に対して

2 重要な契約に関する事項

長野県茅野市の土地の売買契約について:ご尽力お疲れ様でした。

○事業報告附属明細書に対して

①1.会員拡充への取り組み→(4)JARL PR ポスター等の制作

お礼:アマチュア無線紹介ムービーを YouTube にアップしたことを高く評価いたします。

②2.アマチュア無線活動の推進→(1)アマチュア無線活動の活性化

要望:ハム全体が「良き社会人」であってほしいので、資格取得後のフォローアップが随時行われるよう引き続き要望します。

(資格取得後、知識のアップグレードが出来ていないと思われる局が なお散見されます。)

③2.アマチュア無線活動の推進→(3)アマチュア衛星など宇宙通信の促進

意見:ふじ3号(FO-29)が、打ち上げから丸20年を経過しており、いつ機能を失ってもおかしくないとされます。後継の衛星の開発に着手する時期が来たように感じます。

④3. 電波環境のクリーン化と混信妨害の防止

要望:

(1)アマチュアガイダンス局1~10は1994年から使用、アマチュアガイダンス局11~20は2007年から使用されています。しかし、設備の一部には下記の問題点があると思われます。

- ・いわゆる「新スプリアス基準対応機」ではない。

- ・D-STRA、C4FM による「F7W」に非対応。アルインコ方式の「20F1E、10F1E」にも非対応。

予算が厳しいところでしょうが、法令遵守の観点からも、機器入れ替え時は対応頂きたく引き続き要望します。また、入れ替えを実施した際は、速やかに JARL Web で発表する必要があります。

(2)2016年準備書面で、3.5MHz帯の非常通信周波数3,535kHzがバンドプランと整合しないため、非常通信周波数の変更が必要である旨申し上げました。現段階での対応状況をお知らせください。

3.5MHz帯のSSBで交信する場合、LSBを用いる慣習があることから、J3E電波(抑圧搬送波周波数)3,535kHzで運用すると、下側波帯がCW/狭帯域データの範囲に被ってしまいます。非常通信周波数を3,540~3,570kHzのうちの1波に変更すべきと考えています。

(7MHz帯の場合に倣えば、狭帯域の電話・画像の下限+5kHz=3,540kHz)

参考:www.jarl.org/Japanese/A_Shiryo/A-3_Band_Plan/bandplan20150105.pdf

(3)28MHz帯の非常通信周波数28.20MHzの場合、「28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。」旨と整合していません。標識信号の周波数を変更することは(設備の変更や国際的周知を考慮すると)きわめて困難と思われます。このため、非常通信周波数の変更が必要と考えます。

⑤6.青少年へのアマチュア無線活動の支援と身体障害者への援助。協力

→(1)青少年のアマチュア無線活動への周知・支援

お礼:2016 年準備書面で要望したことが実現したことに感謝いたします。

○事業計画に対して

⑥2.アマチュア無線活動の推進→(14)

要望:2020 東京五輪への準備を万全に行うよう引き続き要望します。また、現在の対応状況をお知らせください。

・東京五輪関連の記念局の設置(運用)場所の確保:選手村や競技場のうち、どこにシャックを置くかを JOC と協議することを要望します。

・出場選手などの五輪関係者や観戦に訪れる外国人旅行者などの中には、アマチュア局を操作するための何らかの資格をお持ちの方が少なからずいらっしゃると思います。

相互運用協定締結国の資格であれば問題ありませんが、そうでない国/地域の資格のみをお持ちの方も東京五輪関連の記念局で運用を出来るよう総務省と調整いただきたいと思います。少なくとも、8N23WSJ の実績に匹敵するレベルが必須であるものと考えます。

参考:www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/hodo_2015/01sotsu08_01000425.html

>総務省では、第 23 回世界スカウトジャンボリー実施に関する閣議了解(平成 23 年 12 月 16 日)を
>受け、平成 27 年 4 月 14 日、この大会に対して次のような対応をいたしました。

>1 「8N23WSJ」の運用に関し、一定の条件の下であれば相互運用協定締結国以外の外国

>政府が発行するアマチュア無線免許・資格を持つ方でも運用が出来るよう告示を制定。

>2 「8N23WSJ」が実施する国際宇宙ステーション(ISS)との交信に関し、一定の条件の下で

>あればアマチュア無線の免許・資格を持たない青少年でも運用出来るよう告示を制定。

⑦3.電波環境のクリーン化と混信妨害の防止→(5)

要望:表現に、被災3県への配慮不足が感じられます。今後、被災3県への配慮をお願いいたします。

×2011 年 7 月に完全移行した→

○2011 年 7 月(岩手県、宮城県及び福島県は 2012 年 3 月)に完全移行した

⑧4.会員数増強と会員事業の推進→(4)

要望:JARL 会員局名録について、次の処置が必要と考えます。

<1>転売抑止策を講じること。たとえば、

・局名録の表紙にコールサインを印字すること。

・主要なインターネットオークションサイトに対しては、局名録が出品された場合は、その都度、(最新版・過年度版を問わず)出品を削除するよう働きかけること。

・局名録の転売・出品が発覚した場合、転配・出品者は JARL から「今後の局名録の販売拒否」「コールサイン/SWL 番号・氏名の公表」「除名」などの処分を受けることがある旨を周知すること。

<2>廃棄の際に、局名録の全てを個人でシュレッダー処理するにはページ数が多すぎるので、

過年度版の局名録を JARL が無償回収することが必要と考えます。この場合において、JARL への送料を元払いとするか着払いを認めるかは、今後の総会や理事会の場で議論頂きたく考えます。

○その他

⑨継続要望事項:準備書面の記載事項に 次のようなガイドラインが必要と思います。

(自主的な配慮では、個人個人により判断基準が異なるため)

- ・法令文など著作権が及ばないコンテンツを除き、引用は「従」、社員本人の質問・意見・要望が「主」であること。

- ・配付や転載が好ましくないとと思われる内容を準備書面に盛り込んだ場合、事務局判断で当該部分を削ってから配布することがあること。

(他人の Web ページのハードコピー／スクリーンショットが、引用の範囲を超えて準備書面に盛り込まれている／添付されていると思われる場合。受け取った郵便物や受信したメールなどをコピーしたもの、特定の個人(特に心身の障害などのセンシティブ情報)に関わる質問や要望・意見など。)

- ・準備書面上には、氏名を除き、「無線局等情報検索」で表示されない個人情報を入れることを避けること。(提出者のもの・他人のものを問わず、メールアドレスや電話番号、住所など)

⑩要望事項:準備書面のひな形が用意されていないことから、各局が独自の様式で準備書面を提出しています。連盟においてひな形を用意の上、社員に電子メールで配布するか JARL Web の会員専用ページに掲載することを望みます。

以上

平成 29 年 6 月 13 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 様

社員 JN4THO 猶崎 光

第 5 回定時社員総会の質問及び意見について(準備書面)

社員総会議事運営規程第 14 条の規程に基づき下記について質問及び意見を書面にて提出します。

限られた人員のなか尽力されている役職員の皆様に敬意を表します。

私は 29 歳で社員に選出されました。若年者の立場から以下についてお尋ねします。

質問

1. 第 1 号議案 平成 28 年度決算の件

第 33 回理事会にて監事より前関東地方本部長の経理処理に公正公平の観点から疑わしいと発言がありました。社員総会において監事の説明を求めます。

2. 報告事項(1)平成 28 年度事業報告 p.46

第 33 回理事会にて IARU と Reg.1 が連携して進める若者育成プロジェクト YOTA(Youngsters On The Air)2017 に 2 名派遣が決定されました。概要について説明してください。是非成果を展開してください。

意見

報告事項(3)平成 29 年度事業計画

1. 青少年お試し入会制度を高く評価します。青少年助成の対象を学校は登録クラブであることとしているが、学校長申請のみで助成できないか。
2. 准員(SWL)は、お試し入会の年齢制限を 40 歳程度まで緩和を提案します。
3. 若い会員に継続する理由を聞いてみたらどうか。
4. ショートムービー作成を高く評価します。さらに充実したものとするために外国語の交信モデル例の公開、また若者に人気の YouTuber との連携を提言します。
5. せっかく入会しても交信マナーが悪く無線を敬遠する方がいる。JARL においてもガイダンス局・各種広報手段を通じて啓発してほしい。
6. アマチュア衛星 高軌道 SSB/CW 衛星の打ち上げを要望します。

JARL 総務部総務課 御中

社員総会の事前質問を下記の通り提出します

<質問 1>

平成 29 年 5 月 20 日、第 33 回理事会報告 p.2 に下記の記載がある。

第 2 号議案 平成 28 年度決算報告について

『さらに、監事より関東地方本部費の前任本部長支出分に関して、帳簿・領収書等の点検結果について発言があった。監事は、前任関東地方本部長の関東地方本部費の用途並びに平成 26 年度以前からの繰越金と平成 26 年度 27 年度の予算額を 27 年度第 3 四半期中にほぼ使い切り、不足額が平成 28 年度予算で清算していることを指摘し、このような経理処理は公正公平の観点から疑わしいことであり、各地方本部長に改めて注意が促された。関東地方本部費の前任地方本部長支出分については、実態をさらに精査が必要との見解が示され、場合によっては不当な支出金の返還請求や処分等の是正を求めるとの見解が述べられた。』

- (1) 前任地方本部長とは JH1XUP 前田吉実 氏 で間違いないか？
- (2) 実態の精査は行ったのか？ その 結果 について説明してほしい
- (3) 不当な支出金の返還請求や処分についてどのような対応をとるのか説明してほしい
- (4) 昨年の社員総会で 27 年度の決算は監事の監査報告も含めて承認されている。

本件はいつ判明し、どのような経過で監事からの見解があったのか説明してほしい

- (5) 関東地方本部の問題だが JARL の決算は社員全体の重要な審議事項であり社員総会の議決事項と決められている。

また理事、監事の任免権も社員総会の重要な役割である。

組織としてどこに問題があったのか？

また再発防止について説明してほしい

<質問 2>

- (1) 2020 年 東京オリンピック、パラリンピックの対応について昨年は基本的な考え方をお聞きしたが、東京都の体制も踏まえて早急に JARL としての準備体制を整える必要があると思うが現在の進捗と今後の対応について説明いただきたい

以上

JA4DND

松浦博美

平成 29 年 6 月 13 日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会長 高尾義則 殿

九州地方選出社員 田上 昭雄

(JA6VQA)

第 6 回社員総会 準備書面

第 1 号議案関連

- バンド防衛とバンド拡張は会員をはじめアマチュア無線家の J A R L に対する一番の期待するところです。

しかるにここ数年の事業計画にはこの文言がありません。

かつて元会長を名誉会長にしてその影響力に期待するなど動きもありましたが、これはとりもなおさず、今の理事会の国への力のなさの証であったのでしょうか。

160m 帯の拡張、80m 帯の連続化は J A R L としてはもう諦めたのでしょうか。

平成 29 年度事業計画への質問と要望

- Q S L 費の減額がされておりますが、定型外の郵便料金の値上げがありました。考慮されているのでしょうか。
- 2020 年の東京オリンピックを記念して、特別アワードと世界を相手にしたコンテストをそろそろ企画して欲しい。

事務局サイドだけで立案するのではなく、多くの局に興味を持ってもらうためにも、企画を公募することを提案します。

海外からの局が運用する諸処置は総通に任せておいて、オリンピックのロゴの使用権などの問題はさておき、アマチュア無線側で世界を相手に盛り上げられるかを考慮したお祭りを企画実施したいと思います。

J A R L は声をかけるだけ、音頭さえとれば記念局だって運用できると思います。

もう動かなければ時間的に間に合わなくなりそうです。

大いに盛り上がりたいものです。

- 新聞報道によれば、またまた高速 PLC を復活し、オリンピックを機会に法規制を一時的に撤廃するという働き掛けが経済産業省に対して出てきているようです。

全アマチュア無線家に呼び掛けて、P 社の不買運動を展開して猛反対の姿勢を示すべきと考えます。

平成 29 年 6 月 14 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 高尾 義則 殿

九州地方本部区域選出社員

JR6IKD 中嶋 邦浩

第 6 回定時社員総会

社員総会議事運営規定第 14 条に基づく準備書面

4 報告事項

(2) 平成 29 年度収支予算

平成 29 年度収支予算について (P73)

【質問】 ライフメンバーの有料化等行えば黒字化も見えて来る様な話でしたが今年度の予算も赤字予算と成っており、今年度の予算案には賛成できませんし、これ以上資産を減らす事は最終的に JARL の破滅を意味していますので再度現状の会員数や現状に合った黒字予算に今年は修正を御願ひします。

また今後どの様に黒字化していくか計画を教えて頂きたい。

【提案】 分離した一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 (JARD) と統合し事業建て直しを検討頂きたい。

(3) 平成 29 年度事業計画

旧スプリアス規格の無線設備の対応について (P77)

【要望】 世界的にみて新スプリアス規定が出されてもアマチュア局は関係ないとした国ばかりで日本では 200W を超える局には新スプリアス規定を適用しないなど矛盾が発生しています。

よってアマチュア局への適応を全て排除して頂きたい。

非常災害への態勢整備：レピータ局の運用について (P79)

【質問】 D-Star のレピータ以外の他のデジタルモードレピータを許可しないのはなぜか。国際的にも使われているモードであるので考え方に柔軟性を持って対応頂きたい。

【要望 1】 一般局と同じ様に局種であるレピータ局の免許が失効した場合も理由があれば再開局できる様に連盟内規を改定して頂きたい。

【要望 2】 439MHz 台に JARL 局以外のレピータ局の設置をレピータ委員会で審議し即免許申請できる様に受入れ枠を広げるルールを制定頂きたい。

以上

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会 長 高尾 義則 様

平成 29 年 6 月 14 日

社員 JA3OIN 橋本 正



社員総会議事運営規定第 14 条に基づく準備書面

○平成 28 年度事業報告について

ページ 42 の、

2. アマチュア無線活動の推進

(1) アマチュア無線活動の活性化

⑥D-STAR レピーターは、平成 20 年度から開始したレピーター局のゲートウェイを介した海外接続を継続し、利用動向および改善点などの検討や情報収集をおこないました。のところで、質問です。

レピータの問題で言うならば・・・

デジタル形式のレピータは D-STAR に限るのか？

規定類を見る限り D-STAR 形式に限るとはなっていないので、C4FM 形式でも開設できると思えるが、申請すれば D-STAR と同様に取り扱いするのか？

或いは、C4FM 形式では許可できない理由はありますか？

ページ 46 の、

非常災害時への体制整備のところ。

③「非常通信に関する基本方針ならびに非常通信実施要領」にもとずき、地方自治体と JARL 支部との災害協定締結を積極的に推進しました。また、「アマチュア局の非常通信マニュアル」を引き続き周知するとともに、啓備には至りませんでした。

と成っていますが連盟に登録された非常通信ボランティアの活用については何も記載されていません。

私の支部長時代に連盟よりの要請で、京都府内で非常通信ボランティアを募り、連盟に登録しました。平成 21 年 12 月 18 日現在、連盟に 2546 名登録されていると、データーが有ります。その内京都府支部は 288 名です。

連盟で登録された多数の非常通信ボランティア登録者の活用・管理は、されているのでしょうか？。回答をお願いします。

その他としては。

○理事会申し合せ事項 理事立候補の年齢制限について

上記についていつも話が出るのですが、私は満75歳に達した理事及び監事は、次の理事及び監事の選挙に立候補出来ないと、選挙規定に年齢制限を入れるべきだと、思います。

私は、一般社団法人が出来た時から、社員をしています、いつも社員総会で見ると限り高年齢の理事が目立ちます。年齢制限の申し合せ事項を了承し、過去に理事に立候補を断念された局が数局おられます。年齢制限を理解され断念されたと思います。

人には必ず寿命と言うモノがあります。組織を末永く発展・運営していくには一定の心筋代謝が必要であり、そのようにするのが責任ある立場の役員の責務ではないでしょうか。

国会議員でも年齢制限が有る時代です、若い人の活躍する場所も必要かと思っていますので、選挙規定に年齢制限条項をいれて下さい。

平成29年6月14日

日本アマチュア無線連盟 会長 様

社員 JH8OJO/丸茂一仁

第6回定時社員総会準備書面について(提出)

標記につき、下記により提出しますのでよろしくお願いいたします。

記

〈地方本部費について〉

地方本部費は、27年度決算によると全体で約15,000千円の繰り越しとなっているが、地方本部ごとの内実は最高約4,200千円から最低約260千円と16倍以上の差がある。

その理由としての専務理事からの回答は”各地方本部の事情による”とする誠に具体的検証内容を伴わないものである。

而して一方、会員事業費としての地方本部費は“会員増強”結果の報償として機械的に増額されている。だが末端支部においては支部費の不足から事業縮小を余儀なくされている所があるのも事実である。このまま漫然と、旧来の仕組みのまま支出するのではなく、予算の適正かつ有効な執行の観点からも、JARL事務局さらにはJARL理事会が主体的なプログラムを提示検討すべきと思うが如何か。

つぎに、各地方本部費は、「事業費」科目から渡しきりの、言わば使い切り予算である。つまり「事業費」として執行される性質上“資産”として繰り越し蓄積されることは認められないものである。しかしJARLの予算書では、この約15,000千円を流動資産の現金預金として組み入れ計上されている。このような繰り入れ処理は、一般社団法人法や会計法など他の法律においても要求されていないと思料される。元々“事業費”として執行され渡しきりとしている予算を、報告により見かけ上“還流”させた上で、“資産”と名目を変えて計上するのは、実態なき物であり会員に対して“粉飾”にも近い結果となり得ると考えるが改善は如何か。

〈理事選挙について〉

理事の選出が総会の場合によることは、法律の定めるところによる定款に示されている。

また、理事候補者の選出は、規則によるJARL独自の定めにより運用されている。

その理由として述べられているのは、

1 旧来のJARLにおける選挙方法を一部残すことにより、一般会員の関わりを持たせたJARLの“配慮”である。

2 総会時に多数の立候補者があふれないため、あらかじめ選別できる。

の2点が説明されている。

しかし、会員の選挙によって選出された社員による代議員総会であり、会員の参加する権利は担保されているはずである。いかにも中途半端なこの対応が多くの人に多大な誤解を与え、また社員による総会の趣旨を歪めているのではないか。さらに制度改革による費用の削減や仕組みの簡素化の趣旨にも反した結果となっている。

また、毎回の選挙で理事の何人かは対立候補がない状態で総会信任に臨んでいるところから、一説に言うところの”〇百人“の候補者が乱立する事態は予想しがたい。他の法人の例を参考に検討すべきである。

なお、このことは以前理事によるWGで何度かに渡り審議されが、結局言いつばなしのような結論で腰砕けになった記録があるが、多くの会員には知らされていない。理事会も改正は必要としているわけであり、会長のリーダーシップに関わるかと思うが見解は如何か。

平成29年6月15日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 JG1KTC 高尾 義則 様

JARL 奈良県支部長 (社員)
JH3KCW 吉川 寛



第6回定時社員総会の質問について (準備書面)

社員総会議事運営規定第14条 (質問及び意見) に基づき、第6回定時社員総会の質問について準備書面を送付いたしますので、お取り計らいを宜しくお願いいたします。

質問項目：第1号議題 平成28年度決算の件

質問内容：土地の売却益について

【土地の売却益について】

貸借対照表の、I資産の部、2固定資産、(2)その他の固定資産で、長野県茅野市の土地売却で23,932,000円が計上されていますが、この約2千4百万円もの売却益は、今後どのような目的をもって適切に使用されるのか説明願います。

また、平成29年度収支予算では、この収入金額をどのように予算計上されているのか詳細を説明願います。

質問項目：報告事項 平成28年度事業報告および平成29年度事業計画

質問内容：会員拡充への取り組みについて (提案)

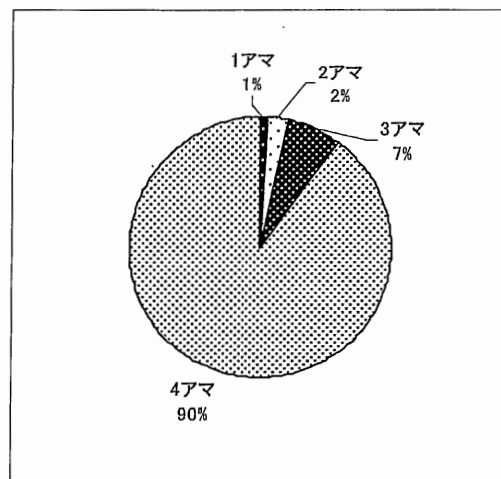
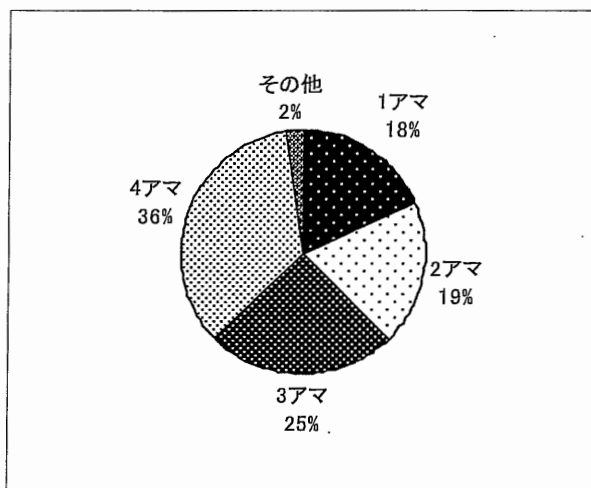
【参考資料1】奈良県支部会員集計データから抜粋

奈良県支部会員 (正員) ライセンス別集計 (平成29年1月7日現在)

ライセンス	1アマ	2アマ	3アマ	4アマ	その他	計
正員数	120名	125名	167名	228名	15名	655名
構成比率	18.3%	19.1%	25.5%	34.8%	2.3%	100%

資格別無線従事者免許取得者数 (平成27年度 総務省公表データ)

ライセンス	1アマ	2アマ	3アマ	4アマ	計
取得者数	31,544名	78,818名	232,686名	3,081,923名	3,424,971名
取得比率	0.9%	2.3%	6.8%	90.0%	100%



○奈良県支部の会員ライセンス別集計のうち、正員の集計データです。私自身は集計結果に、想像を超えて大変驚きを感じました。

○支部会員の約4割（37%）もの方々が上級資格者（1、2級アマチュア無線技士）でした。

○総務省が公表しているライセンス発給数では、1アマ取得者は、アマチュア無線免許取得者の1%以下ですが、会員は約2割（18.3%）と、20倍もの大差がありました。

○4アマ資格取得者は90%に対して、JARL会員は35%に過ぎない。

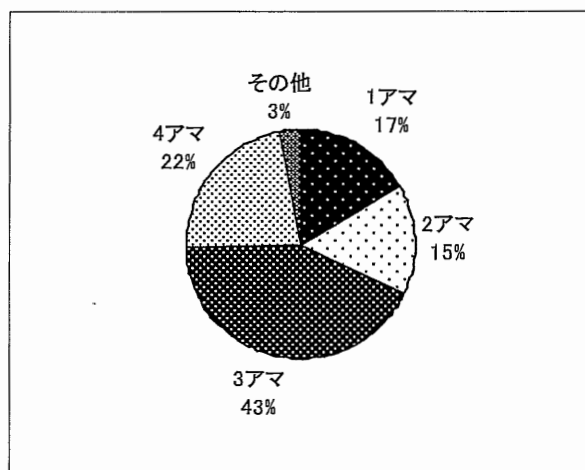
○会員の中には、上級資格を取得されても、入会時のままでJARLに届出をされていない方もおられるので、実際はもう少し上級資格者が多いと想像できます。

○まさしく、JARLに入会されている会員の皆様方は、アマチュア無線を趣味とする方々の中で、専門知識を有するプロ集団と言っても過言ではないと思います。

【参考資料2】奈良県支部会員集計データから抜粋

奈良県支部会員（正員）会員歴5年未満データ集計（平成29年1月7日現在）

ライセンス	1アマ	2アマ	3アマ	4アマ	その他	計
正員数	22名	20名	56名	29名	4名	131名
構成比率	16.8%	15.3%	42.7%	22.1%	3.1%	100%



- 奈良県支部の会員歴が5年未満の正員入会者のライセンス別集計です。
- 集計前は、新規入会の方々の殆どは4アマが中心と考えていました。
- 現実には、入会正員131名の内、4アマの方は、たったの29名で入会者の22%でした。
4アマより3アマの入会者がその2倍近くを占めている。
- さらに上級資格者が入会者の32%も占めている事実がある。
- JARL 会員歴が長いほど、上級資格の取得割合が多い傾向がある。
- JARL 全体の集計と構成比率の差は殆どないと想像できます。

【提案】JARL 会員増強のための活性化について

平成28年度事業報告および平成29年度事業計画においても、「楽しさ発見プロジェクトの推進」等に見られる様々な会員拡充の取り組みに努力されている事を理解しています。

さらなる、効果的で積極的な取り組みを願って以下の提案・要望をいたします。

- 最優先で上級資格取得の増進を図って頂きたい。

上記の奈良県支部データ集計結果の現実から『JARL 会員拡充 = 上級資格取得推進』が、不可欠な要素です。支部の会員歴5年未満の方々のデータでも、4アマより3アマが多く、さらに上級資格の取得者が多い事実からでも証明されます。

アマチュア無線家の一人でも多くの方に、上級ライセンスを取得して頂く事が、会員増強に直結し、さらに長く会員を継続して頂く為に不可欠な重要事項だと考えます。

J A R L が先頭に立ち、J A R D や総務省とも連携して上級資格取得に向けての様々な取り組みを、早急且つ積極的に行っていただきたい。

JARL 新規入会者が多数あっても、そのほぼ同数が退会される現実があります。4アマを取得すれば、すぐに3アマを取得し、さらなる上級資格に挑戦し、ステップアップに繋がり、頑張ればメリットのある施策を検討頂くと共に、「上級資格取得キャンペーン」等の実施をして頂きたい。

- 青少年育成の取り組みを積極的に行って頂きたい。

奈良県支部会員の年齢別会員数では、60歳代の会員の方が中心で約4割(37%)を占めています。そして前後の50歳代から70歳代の方を合わせると約8割(77%)にもなります。

後継者である青少年の開局・入会者が少なく、JARL 存続のための長期的な今後の大きな課題となっています。

奈良県内の、10歳代の会員数は、正員5名・准員8名・家族会員4名です。そして半数を占める准員は、ARDF競技参加目的の為の入会と推測できます。事業報告の5会員の状況を見ても、正員・社団会員・家族会員を合わせて359名の減に対して、准員のみが40

名の増加となっています。これら准員の青少年がアマチュア無線に興味を持ち免許取得に繋がる対策が必要です。

全国や地方のARDF競技大会には、毎年多数の中高生の参加があります。ARDF参加を契機にして、アマチュア無線入門に繋がるPR活動を積極的に実施して頂きたい。

○200Wを越える局の新スプリアス対応への早急な対策をお願いしたい。

200W以下の局についてはJARLが中心となって、旧スプリアス機への免許対応がされています。しかし、区切りである2017年11月30日の期限が迫る中、未だに200Wを越える局の新スプリアス対応が不明確です。

JARL会員の約2割が1アマです。早急に、JARLが率先して、総務省・JARL等とも連携を密にしながら、ハイパワー局も簡易に新スプリアス規格の改正に対応した免許更新が行える方向を示して頂きたい。でないと既存局の免許更新が煩雑になり、円滑な更新が行われない事態となると、免許切れ等に伴って大幅な会員減少に繋がる恐れを危惧しています。JARL存続の死活問題と捉えて早急な対応をお願いします。

お示ししたJARL会員増強のための活性化案は、ほんの一例かも知れませんが、英知を結集してJARL会員増強に繋がる魅力ある新たな活性化策を講じて頂きたい。そのための連盟として具体的な手段や方向性を多数示して頂きたい。

以上、回答をよろしく申し上げます。

参考事項

JARL 奈良県支部の、詳細な各種「支部会員統計」資料は、奈良県支部ホームページに掲載しています。 <http://www.jarl.com/nara/>

平成29年6月14日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 様

東海地方選出社員
JO2AXB 山口 宏

質問事項

昨年要望事項として、ライフメンバーでQSL転送を申し込んでいない会員に対し申し込み促進の質問と提案をいたしました。その際の回答は個別に対応を考えていただけると頂いていたかと思いますが、その後のライフメンバーにおけるQSL転送申込の増減など状況について教えてください。

要望事項

引き続き、ライフメンバーのQSL転送申し込みなど、会員本人にメリットがある内容について、加入促進のPRをお願いいたします。

2017年6月15日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 殿

JARL愛知県支部
支部長(社員) 磯 直行
(7L1FFN/2)

社員総会議事運営規程第14条に基づく第6回定時社員総会準備書面

●質問事項：「地方本部・支部 会員増強企画」について

平成27年度から29年度の3年間、少しでも会員数を増加・維持しようと「地方本部・支部 会員増強企画」が実施され、本年度も多くの地方本部・支部が応募しました。ただ、前回の第5回定時社員総会の第1号議題で長時間にわたって議論されたように、平成28年度に「応募していないのに応募したことになり助成されている団体」や、「応募したのにも関わらず助成されなかった団体」もあり、大変混乱しました。

まず、次の会員増強企画の結果・成果をご提示いただいたうえで、質問いたします。

1. 平成27年度、平成28年度の各採択企画について、次の情報を提示し、その成果等を明示してしてください(表形式になっているとよいと思います)。

- ・支部・地方本部名
- ・提案時の予算と決定した助成金の額
- ・実際に使用した金額(A)
- ・会費取扱の件数および金額(B)
- ・次年度に報奨として支出した金額((B-A)の5%でよいか)

2. 上記の情報から、第5回定時社員総会で議論した「応募していないのに応募したことになり助成されている団体」や、「応募したのにも関わらず助成されなかった団体もあった件」について、最終的にどのように扱われたのか明確にしてください。本件は、特に、監事から「理事会で審議することは監査項目に入れておく」こととされ、前会長は理事会で話をすると断言されていたので、すでに議論されていることと思います。また、会員増強組織強化委員会(少なくとも高尾会長は継続して委員)への宿題とされた「関係者と相談しながら今後行う」、「広域的に実施されているハムフェア等と混同して取り扱わない」ことについて、具体的にどのような取り扱いが行われたのか、お尋ねします。(第5回定時社員総会速記録13~27ページを参照)

3. 上記のことから、現在進行中の（平成 29 年度の）「地方本部・支部 会員増強企画」は、何か特別な取り扱いがあったとすれば、関係者と相談しながら実施されましたでしょうか？お尋ねします。
4. 平成 27 年度から 29 年度に実施した「地方本部・支部 会員増強企画」は、ズバリ、やってよかったのか？今後も続けるのか？（前会長は続けたいと発言していた）、もし続けるなら、非会員のアマチュア無線家と会員が直接交流するきっかけとして「広域的に実施されているハムフェア等」との関係を今後どのように扱うのか？お尋ねします。

（意見）

理事会や事務局の皆さんとの信頼関係を維持し、お互いに相談しながら多くの方にアマチュア無線の楽しさを広める活動をしていきたいと考えている社員、特に支部長兼任の社員は多いと思います。難しい判断が必要なときでも、普段から連絡を取り合える関係があれば、このような細かいことまで社員総会で毎回質問・答弁する必要などありません。理事会や事務局の皆さん、会員（社員）とともに一緒に楽しくやりませんか？

平成29年6月16日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 殿

関東地方本部選出社員
J E 1 F V X 田島 喜樹

第6回定時社員総会の質問・要望（準備書面）

1. 関東地方本部 前任地方本部長の不適切な経理処理について

第33回理事会 第2号議案 平成28年度決算報告について によれば、

監事は、前任関東地方本部長の関東地方本部費の使途並びに平成26年度以前からの繰越金と平成26年度27年度の予算額を27年度第3四半期中にほぼ使い切り、不足額が平成28年度予算で清算していることを指摘し、このような経理処理は公正公平の観点から疑わしいことであり、各地方本部長に改めて注意が促された。

関東地方本部費の前任地方本部長支出分については、実態をさらに精査が必要との見解が示され、場合によっては不当な支出金の返還請求や処分等の是正を求めるとの見解が述べられた。

と報告されています。

(1) 前任関東地方本部長とは誰ですか？ 実名を公表してください。本来は、実名を挙げて記載すべきではないでしょうか。

(2) 27年度中に支出するべきものを28年度予算から支出している旨が、昨年11月開催の第31回理事会で報告され、監事による領収書等の点検調査を行うことが決定されていますが、半年後の理事会で報告されるのでは遅すぎます。スピード感をもって対処していただくことが必要ではないですか。遅くなってしまった理由があるのでしょうか。あれば説明を求めます。

(3) 帳票類の点検により判明した不適切な使途や不適切な処理の総額並びにその詳細を具体的にお知らせください。

不適切な使途であった支出などは、前任関東地方本部長に請求されると思いますが間違いありませんね。念のため専務理事並びに監事の見解を伺いたい。

上記のような不適切な処理が、地方本部長の交代が無ければ発覚しないのは大問題です。各地方本部の会計監査は地方本部長が推薦し就任しており、今般のような事案が発生すると、正しく運用している各地方本部についても疑念を招くこととなりかねません。

再発防止などに向けての取り組みの必要性、監事による地方本部の監査が必要ではないでしょうか。見解を求めます。

2. 理事就任の年齢制限並びに重任制限の撤廃について

私は昨年の社員総会でも「満75歳に達した理事並びに連続して4期務めた理事は次の理事選挙に立候補できない」という理事会の申し合わせを撤廃するよう要望しました。

選挙に当選するのは会員からの信頼・期待の大きさによるものであり、年齢並びに回数により理事に立候補できないというのは会員の意思を踏みにじるものであり、役員選挙の投票率の低迷に拍車をかけることにもなります。

この申し合わせの撤廃は、理事会でも討議されたようですが結論が出ず委員会を設けて検討することになったとのことですが、進捗状況を報告してください。

これまでの社員総会でも多数の同意見が出ており、さらに問題提起からすでに年月が経過しており、速やかな撤廃を要望します。社員総会の場で、決定のタイムリミットを明らかにしていただきたい。

平成29年6月16日
JARL 関東地方本部区域毎社員
JL1HHN 安田 晃央

準備書面

質問

1. 事業計画と予算執行に関して

* 背景

8月に英国で開催される Reg1 YOTA (Youngsters on The Air:若者の若者によるアマチュア無線啓発プログラム) に日本から2名 (JE1XUZ・JR2KHB) を派遣するとの記事が英国のアマチュア無線協会 RSGB (Radio Society of Great Britain) ツイッターにありました。日本からの派遣をどこが行うか確認したところ JARL が行うようです。

YOTA は毎年 Reg1 加盟国の持ち回りで開催され、今年の YOTA2017 は RSGB (Radio Society of Great Britain) が主催します。JARL によれば今回の開催にあたり、IARU Region 3 経由で Region 1 以外の連盟への参加招請があり、当初台湾が早々に参加表明したのですが、JARL としては参加意向を出さなかった。台湾はその後、参加をキャンセルしたようですが、JARL によればその理由は不明であると。そこで改めて JARL が Reg3 からの参加に応じたものとのことです。

ちなみに、旅費は2名で20万円の予算拠出されます。

なお IARU Region 3 事務局は、IARU Region 1 からの YOTA 2017 参加招請を加盟各国の連盟に周知しましたが、その後の各国連盟と YOTA2017 実行委員会との連絡にはかかわっていないとのことです。

この間の経過を JARL はいっさい広報等で公にしていません。その理由を訊ねたところ、Reg1 の YOTA2017 参加意向書の締め切りが 2016 年末であった。JARL が参加意向書を提出し、参加を受け入れるとの回答を Reg1 実行委員会からの得たのが 2017 年 1 月末になった。そのため公表の機会がなかったとのことでした。季刊発行の JARL ニュースには間に合わないとしても月2回発行の JARL メールマガジン・News Flash などなら掲載可能です。なぜか公表されていません (5月11日現在)。しかも YOTA 派遣人員を公募し選考することもなく決定しました。

選考については、この事業を JARL に紹介した個人の推挙によるもののようで JARL はいっさい選考・審査をしていません。

追加経緯 (5月26日)

上記の件、5月20日付け第33回理事会報告 第1号議案に唐突に出てきました。すでに派遣する人選まで終了している状況にもかかわらず、事後報告ではないですか。この事業の端緒からの経緯について質問します。

質問

1. 8月に英国で開催される Reg1 YOTA (Youngsters on The Air:若者の若者によるアマチュア無線啓発プログラム) に日本から2名 (JE1XUZ・JR2KHB) を派遣するとの記事が英国アマチュア無線協会 RSGB (Radio Society of Great Britain) ツイッターにありました。この件を JARL に訊ねたところ日本からの派遣は JARL が行くと国際課から回答をいただきました。
Reg1 YOTA 事務局から JARL にはどのような内容で派遣要請があったのですか。招聘状・招待状はありますか。
2. なぜこの事業を JARL は公表してこなかったのですか。
季刊発行の JARL ニュースへの掲載は間に合わないとしても、月2回発行の JARL メールマガジン・News Flash なら掲載可能ではないですか。
3. 青少年のアマチュア無線啓発の行事は各地で取り組まれています。
なぜ、まず活動実績のあるグループへの呼びかけを行わなかったのですか。
4. YOTA2017 への JARL の参加について JARL のどの部門が担当して検討したのですか。また参加への最終決着をどなたが行ったのですか。
5. 当初、台湾 (CTARL?) が参加表明した後にキャンセルしたと聞きました。その理由を把握していますか。
Reg 3 のなかで参加への検討・調整が行われない程度の行事なのではないのですか。
6. 参加・派遣者を公募しなかった理由は。
今回の事業は、従来から活動している各団体への啓蒙に結び付く最適な事業です。
なぜ公募をしなかったのですか。特別な理由がありますか。
7. 派遣する人員の選定条件はどのように決めましたか。派遣選定した JARL の部門及び選定者は誰ですか。
参加2名の選考基準はどのようなものだったのですか。
今回の決定は、結果として密室審査と特定個人の意向で決め打ち選定したのではないのですか。
8. YOTA2017 では JARL として何かを発表しますか。それとも単なるオブザーバーですか。

9. YOTA への参加は今回限りの参加でしょうか、それとも継続して参加しますか。
今後 JARL は YOTA にどのように関わっていくのか計画を持っていますか。
10. 20万円の旅費の支出は、JARL では稟議不要なのでしょうか。
11. 今回はあまりにも拙速です。今回は参加を見送り、環境を整えて来年に参加したらどうですか。

2. JARL 入会キャンペーン

「青少年お試し入会キャンペーン」の実際の入会数等
詳細を教えてください。

要 望

1. JARL 会員からの問い合わせ

JARL HP に情報掲載(会長・理事・支部長・委員・各委員会委員長・各委員会委員)

JARL 入会した時に貰う JARL 会員手帳には会長 理事 支部長の問い合わせ先等が記載されていますが、手帳を改訂した場合、JARL 全会員に会員手帳を配ることが費用の問題で難しかと思います。

最新の会員手帳を持っていない、会員が会長 理事 地方本部長 支部長
会員手帳に掲載されていない各委員会の委員長や委員、又社員(地方本部区域毎社員)に 問い合わせをしたくとも、問い合わせ先不明だと会員からの意見です。
JARL の職員の数も減り、事務局も日々多忙です。

【JARL HP】に各委員会の委員までのコールサイン 氏名を掲載
【JARL HP の会員専用ページ】に 問い合わせ先を 公開して頂きたい。
(もちろん各委員会の委員までの問い合わせ先まで)

2. JARL 理事重任 年齢制限

改正反対 現状維持

3. JARL 理事（会長推薦理事）

歴代 推薦理事は立派な方々ばかりでふさわしい方が理事になっていますが、
今後は、方向性を変えて、アマチュア無線の資格所持者以外で
経営等に対して有能な方を是非推薦理事にして下さい

4. JA1RL

運営委員が運用するのでなく、JA3YRL を見習い、
一般会員が運用出来る環境を今後構築下さい。

事務局周辺に運営委員が住んでいるのかと思いますが、
災害時に、直ぐに対応出来るようにお願いをします。

EME の免許までは、要求はしませんが（EME に精通している JARL 理事も居ます）
出来れば取得して欲しいです。

最低限 HF 帯は 1KW 免許は取得して下さい。

（JA1RL はどのバンドも電波も弱く、そして耳も悪い）

5. 非常通信

JARL として災害時における非常通信ネットワーク(広域)の構築を
お願いします。

会長が良く使う言葉 ” 会員ファースト ”
会員の利便性を色々な面で上げて下さい。

平成29年6月15日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

会長 高尾義則 殿

信越地方本部区域社員

JA0CFA：西澤令一

社員総会議事運営規定14条に基づく準備書面

1、QSLカード転送費用について

現在、ビューローからの発送は最も料金がかからない方法を選んでいただいているが、今後、配送費用の値上げも予想されることを視野に入れなくてはならない時期ではないだろうか？

また、ビューローを利用する会員間に費用の公平差が生じているのではないか。

過去には、転送制度を利用する際、ステッカーを購入し、これをカードに貼るという制度があった。（JARL規定類集 交信証および受信賞の転送取り扱い規定第4条4項にある）

この方法がすべての利用者に公平であると考えがいかがであろうか？

現在のビューローの経営内容はどのようなものでしょうか。

ビューローを利用する会員一人あたりの転送費用、カード1枚当たりの転送費用はどの程度なのか？

ビューロー存続のための施策などを含めてお聞かせいただきたい。

また、QSL転送の電子化についてご検討いただいている現在の内容についてお聞かせください。

2、電波環境のクリーン化について

このことは平成29年度事業計画の中でも取り上げられているが、CQ誌2017年2月号に「太陽光発電の不要輻射問題」として実例が掲載されている。これに限らずLEDを使用した卓上スタンドの中にも強烈なノイズを発生するものが市販されている状態である。多種にわたる電気器具について早急に法制度について整備の必要が訴えられている。

JARLが監修している専門誌に掲載された記事である。記事中にもあるように企業、団体を相手に個人で解決するのは大変に難しいものがある。

アマチュア無線を代表する団体として、行政を含め関係機関には今後も切れ目ない働きかけが必要と考える。

今後の方針と具体的な活動についてご意見をいただきたい。

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 様

北海道地方本部選出社員
JA8IOT 村井 敦

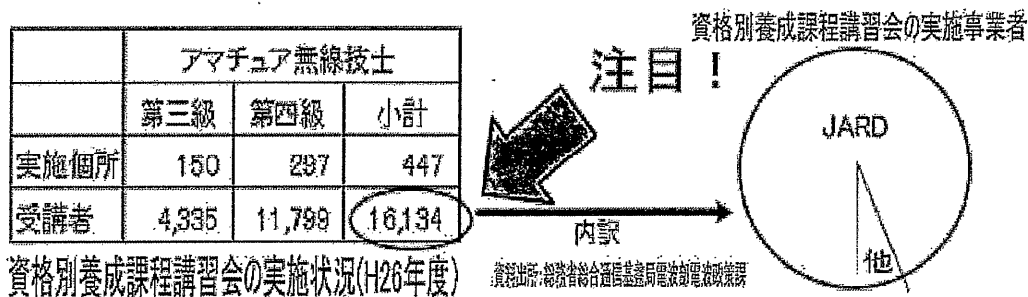
第6回定時社員総会事前準備書面

【提案要望】 下記の施策を提案したい

(1)JARLによる養成課程講習会の実施について

過去においては、社団法人から収益事業である養成課程講習会、認定事業が分離され外郭団体によって実施され現在に至っています。

これまでアマチュア無線の資格を取った者をJARLに加入させるという発想から、後継者を作るため我々がアマチュア無線家を育てる事からはじめることが肝要であり、現在のプロモーション活動に加え、免許を取るための指導を更に力を入れていくことが必要であります。後継者を育成していくことは、JARLの存続にも関わり極めて重要です。



そのような観点から、JARLが養成課程講習会を実施し、免許を取得のための指導、育成を提案します。

現在のマーケットについては、第4級アマチュア無線技士と第3級アマチュア無線技士で、昨年実績では、447か所、16134人が受講しており、シェアは、圧倒的にJARLが占めています。

この分野に参入をし、全国津々浦々の組織を活用して(人材は我々の大きな強みです)、既存の団体との競合ではなく、新たな需要の掘り起こしを行い、養成課程講習会からニューカマーに対して指導・育成を行い次世代へのアマチュア無線家の人材を創出していきます。

また副次的に、会員がボランティアで管理者・講師をすることにより、受講者1人当たりの収益率も上がり、収入増にもつながってくると想定されます。

「アマチュア無線に係わる事はアマチュアが責任を持つ」という考えのもと、育成費も活動費も我々アマチュア無線家が捻出していくという発想で、この事業に取り組みます。

なお、養成課程講習会を運営するうえでの、人的リソースですが、JARLの構成メンバーの多くは、シルバー以上の方が多くを占めており、一般的には、これは組織のデメリットとなりますが、視点を変えれば、JARLは、人材の宝庫と考えられ、講師、管理者の創出が可能であると想定されます。

あわせて、JARLの会費制度を見直し、ニューカマーが入会しやすい会費に設定にしていける施策も必要ではないかと考えます。(新たな会員増にむけての施策については別項(2)で提案)

(2) 新たな会員増に向けての施策(提案)

アマチュア無線局総数は、436386 局のうち、JARL会員は、64500 人、実に組織率は、14.8%であり、現状では、アマチュア無線局の代表組織とはいいいがたい実態となっています。

実態としてJARLに入会している多くの方々が、QSL転送サービスが大きな要素として入会されていますが、非会員の圧倒的多くのQSLカード転送を必要としないアマチュア無線家、ニューカマーへのアプローチも必要だと思います。

非会員のアマチュア無線家、ニューカマーを対象とした、新会員制度を創出を提案します。

具体的には、

- ① 限りなく会費を安価に設定をし入会しやすいようにする。
- ② この会員は、メールの案内のみでJARL NEWSは配布しない、QSL転送なし、選挙権もなしで、選挙権については、いわば家族会員のような扱いとする。
- ③ 入会に、職員の稼働をかけないように、WEBでの自動申し込みのみとする。
- ④ メールが届かなくなった時、あるいは局免が失効を確認後数か月で(自動処理)で退会処理とする。
(メールサーバーの負荷・ニューカマーの無線局の免許持続年数)
自動化することで、職員の稼働を極力削減をする。
- ⑤ HF帯を運用することにより、JARLへのQSL転送のサービスが必要になることから、ニューカマーへのHF運用へのプロモーションをメーリングリストなどで行なう。

また、ニューカマーのアマチュア無線技士免許所得には、様々なトリガーがあると思いますが、まずは入会という「投網」をかけ、「楽しいアマチュア無線」のPRを行ない育成をしていく。

組織化率が高まれば、対外的なメリットも大きいと思います。

「楽しさ発見プロジェクト」等で検討していただければ幸いです。

(3)JARL NEWSのアウトソーシング化

このところのJARL NEWSは、担当者の方々の奮闘で充実していて毎回、楽しみですが、少し言いにくいことですが提案させていただきます。

この冊子に関わる稼働面ですが、編集、広告、校正など完成させるためには、相当、多くの稼働がかかっているものと想定され、これを思い切って、既存雑誌社へのアウトソーシング化をして、稼働の削減を提案します。

アウトソーシング先は、ゆかりの深いCQハムラジオ等であろうと考えられますが、このご時世、既存雑誌の部数の減少しており、JARL会員の発行部数が見込めるのはビジネスとしても、双方がWINWINの関係が築けるのではなかろうかと思います。
会員にも、新しいサービスとして提供できます。

月刊誌か特別号か、費用、広告、経費、人員などなどの問題があると想定されますが、多角的に検討していただきたい。

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 殿

2017年6月16日

北海道地方本部選出 JARL 社員
JF8DSN 齋藤 恵子

第6回定時社員総会 事前質問準備書面

1). 提案・要望として 「JARLニュース項目拡充について」

JARLニュース「QSP会員の情報広場」の項目拡充、提案要望について、ルール作りが必要となりますが、イベント情報だけではなくその他の情報交換の場として利用できるように検討して頂きたい。

アマチュアバンドである1200MHz・2400MHz帯を守りたいと再開局された方がおり、とても心強く嬉しいお話がありました。

その中で「2400MHz帯のレピーター設備があり貸し出すなど、レピーター局開設できる方を探している」旨の話があり、無線機やアンテナに関しても情報交換の場があればと思うこともありましたので提案要望いたします。

2). 提案・要望として 「ポータブル / (スラッシュ) 定義の明確化について」

「ポータブル / (スラッシュ)」付けるか付けないかの定義をJARLとして明確化して統一して頂きたい。

移動運用で「ポータブル/**」・スラッシュ「/」が付いていたり、付けていなかったり、特別局などで説明を受けるが、エリアによっても違いがあります。

昔はJARLが「ポータブル/*」付けるように推奨していたそうです。2009年（平成21年）たんちょう釧路総会において通信局の管轄で付けるか、付けないか、という話があったそうですがその辺もお伺い出来ればと思います。

RL運用で「ポータブル/**」付けないよう指導しているが付けないのはおかしいと言う指摘もありJARLで明確に定義して統一して頂きたい。

（※上記2件の提案要望について…会員からの声が基になっております）

3). 提案・要望として 「スマートメーター920MHzについて」

電波の監視（インターフェア）の可能性など調査等強化項目として頂きたい。

電力自由化に伴い人件費削減等を含め北海道では「北海道ガス」のガスメーター検針がスマートメーター形式を採用し、2025年頃までに全世帯の機器を変更するという話がありました。北海道地方本部監査長の協力により東京電力（株）の資料を頂いた所無線方式では920MHz帯の使用があるそうです。

4). 提案・意見・要望として 「各専門委員会と準備書面に関する事項について」

日常業務として専門委員会に質問・意見・要望・提案を受付、検討、理事会報告と一緒に Web 等にて結果報告出来るなどの体制づくりを要望致します。

準備書面の中で各専門委員会に関わる項目も多く、近年、総会では活発な質問・意見・要望があり嬉しいところですが昨年は準備書面の量が膨大となり総会時に十分な説明補足がお互いの立場からできなかったと見受けられました。そこで日常業務の中で専門委員会対応できる事項と総会で審議が必要な事項で分割することが可能であれば限られた時間の中でもじっくり審議が出来るのではないかと思います。

以上

第6回 社員総会質問要旨準備書面

(一社) 日本アマチュア無線連盟

会 長 殿

社員 (関西地方選出)

J G 3 D O R 河端良治

社員総会運営規程第14条の規程により、下記のとおり質問要旨を提出します。

● 第1号議題 (平成28年度決算の件) 関連

- ・ 「受取入会金」が大幅に減少しているが、どのように分析されていますか。(26年度と比較しても28年度の受取入会金が減少している)
- ・ 会員向けウェブサイトで公表している「地方本部費決算集計表」について、平成28年度分を提示してください。
- ・ 第31回および33回理事会で取り上げられた、前関東地方本部長による年度予算を超える地方本部費の支出について、詳細な説明をお願いします。
- ・ 監事による監査報告書に、予算管理に関し「ただし書き」として意見が加えられているが、地方本部費の用途について明確な規程や基準が存在するのか教えてください。
- ・ 地方本部も、本部と同様な会計報告を公表すべきではないでしょうか。各支部についても同様ですが、一部の支部しか公表されていません。

● その他 (報告事項) 関連

- ・ 「理事重任並びに年齢制限検討ワーキンググループ」について、WG内での意見を知らせてください。
- ・ このWGには構成メンバーの多くが制限に該当する当事者であり、このメンバー構成は、適当では無いと考えます。
- ・ この制限ができた経緯も踏まえ、後継者を育てる意味も含めて、今後の選挙も従来どおりの制限で行われるべきです。

以 上

平成29年6月17日

一般社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 高尾 義則 殿

中国地方本部区域選出社員
JH4NMT 松田 佳之

第6回定時社員総会の質問および意見について

社員総会議事運営規程第14条に基づき、下記のとおり準備書面を提出いたしますので、回答方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 平成28年度事業報告について

平成28年度事業報告の「3. 電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」, 「(3) 電波環境に関する対応」において、電波環境関連の会合に出席し情報収集とその対応を検討するなど電磁環境問題に積極的に取り組んだ旨の記載があるが、本内容について質問する。

- (1) 具体的にJARLが出席した電波環境関連の会合は何か。
- (2) その会合で得られた主たる情報はどのようなもので、検討された対応はどのように平成28年度のJARLの事業に反映されたか。
- (3) 経済産業省において、平成27年9月以降開催されている「産業構造審議会 新産業構造部会」については、その動向の注視をJARLは行っていたか。
なお、本部会是一般の傍聴も可能となっている。
- (4) 平成28年12月22日開催の産業構造審議会 新産業構造部会第12回の、戦略分野④「スマートに暮らす」の討議において、経済産業省経済産業政策局産業再生課の井上課長から、「広帯域電力線搬送(高速PLC)を屋外での活用に向けた取組が2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに実現できるようにインフラ環境が整備され、2020年以降は、その取組が更に加速される」という内容で事業者等から聴取した新たなニーズがあるといった、AI・データを活用した「新たな街」づくりが具体的取組として必要がある旨検討されている紹介があるが、このこと

についてJARLは情報収集していたか。(資料:別紙1)

- (5) 平成29年5月29日開催の産業構造審議会 新産業構造部会第17回において、新産業構造ビジョンのとりまとめが討議され、その資料において示された目標逆算ロードマップのなかで、「新たな街」づくりの取り組みの一つとして、広帯域電力線搬送(高速PLC)の屋外での活用の検討の取組が2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに実現され、2020年以降は取組みを更に加速するという方向性がある件についてJARLは情報収集していたか。(資料:別紙2)

2. 平成29年度事業計画について

平成29年度事業計画の「3. 電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」, 「(2) 電波環境のクリーン化……」において, 「……アマチュア無線が受けるノイズ障害およびアマチュア無線が電子機器に与える電波障害等々に関して, 新技術の実用化に注意を払い, 関係機関と連携し適切な対応をはかります」旨の記載があるが, 本内容について質問する。

- (1) 本準備書面別紙1, 2, 3の内容を見ると, 新産業構造ビジョンにおいて打ち破るべき壁の一つの「不確実性の時代に合わない硬直的な規制」について, 「不確実な時代に合ったフレキシブルなルール」を見出す手法として, 法規制を一時的に取り払い, 試行錯誤的に社会実証を積み重ねる方策(日本版レギュラトリー・サンドボックス)が検討されている。

ここでは成長領域の産業を国が支援するものとして広帯域電力線搬送(高速PLC)が対象となり, 平成26年3月9日に利用範囲が屋外に一部拡大された電波法施行規則の内容がすべて撤廃される方向で法令改正がなされる方向性が考えられる。

この方向性を念頭に置き, JARLは, 関連するアマチュア無線団体であるJARD, JAIAと連携したとしても, 広帯域電力線搬送(高速PLC)の現行規制の撤廃に対抗することは, 事実上不可能であると考えられないか。

特に, (一社)日本電機工業会(JEMA), (一社)電子情報技術産業協会(JEITA), 高速電力線通信推進協議会(PLC-J)等が連携して広帯域電力線搬送(高速PLC)の現行規制の撤廃を強力に推進してきた場合, JARLは全く対抗力を持っていないのではないか。

- (2) 広帯域電力線搬送(高速PLC)の現行規制の撤廃について, 結論と方向性がほぼ見えているのであれば, JARLも早々に経済産業省が示す方向に合わせて, 協調路線に切り替えてはどうか。

JARLの事業計画で示されているとおり, 「関係機関と連携し適切な対応をはか」ということは, 関係する省庁の示す方向に協調して対応することも含まれると思われるが, どうか。

(3) 一例を考えると、今後新規格のPLCモデムが販売される際に、短波帯のアマチュア無線の電波によるPLCモデムの通信性能の低下についてJARLが新たな認証を行い、ランク付けを提供する等の事業で認証の手数料収入を得るなど、JARLの収支改善向上に寄与できるビジネスを検討してはどうか。

過去の主張の延長でPLC反対路線を踏襲するのもよいが、会員数の減少、赤字予算・決算の繰り返しと蓄財の食いつぶし、会員の高齢化の進展という現状である団体「JARL」に対して、果たして産業界がJARLをまともに相手にしてくれると考えるか。

なお、平成29年度事業計画の「3. 電波環境のクリーン化と混信妨害の防止」の、(3) 日本では既に1億7千万の無線局が開設され・・・との記載があるが、これは2億2千万の間違いではないか。

一昨年(平成28年度)事業計画の原稿をそのまま使い、数値の確認を怠っているのではないか。

総会資料の作成になお一層の注意を払っていただきたいことをここに付言する。

以上

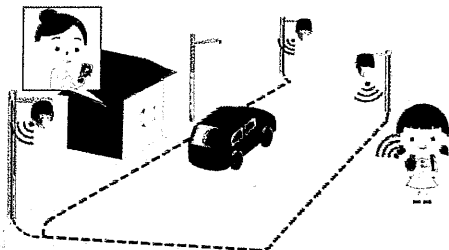
突破口プロジェクト④：広帯域電力線搬送（高速PLC）

- 2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて、地域の安全・安心の向上に繋がる対策は必要不可欠。
- 東京電力とパナソニックは、既存の電力線を利用した、安価で安定性の高い通信規格である、高速PLCを活用し、「2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けた、地域の防犯・見守り・災害対策サービス」を進めていく考え。
- この他、高速PLCを活用し、中小企業（工場）のIoT化や電力のデマンドレスポンス等のエネルギー管理サービス等の新サービスを順次拡大。
- また、パナソニックは、高速PLCを組み込んだ、“つながる家電”の製品化を進めていく考え。

⇒高速PLCを活用することで、様々な課題解決、新サービスの創出に繋がりを。一方、現状では、高速PLCの屋外利用や家電への組み込みは制限されているところ。

⇒国は、イノベーションをいち早く社会実装につなげる新たな枠組み、「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の活用も見据えつつ、2020年の東京オリンピック、パラリンピックにおいて、高速PLCの活用が可能となるように、制度改正について検討開始。

【防犯・見守りサービス】



【災害対策サービス】

いざ、という時は、スマートガイド！

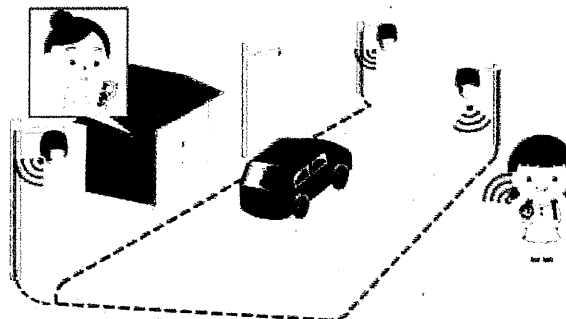


経済産業省 189

（参考）「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の事例イメージ①

○高速PLC(電力線通信技術)の屋外利用により、カメラやセンサー等を活用した安価な防犯・見守りサービス等の新ビジネスを創出。

- 地域の安全・安心の確保が課題。
- 既存の電柱等に高速PLCによりネットワーク接続されたカメラと受信機を設置し、子供・高齢者に発信器(ビーコン)を持たせることにより、映像と位置情報による見守りが可能となる。
- しかしながら、現行の電波法の規制においては、こうした技術の屋外での利用は制限されていることから、利用範囲拡大に向けた実証を行う。



出所:未来投資会議(第8回) 竹中議員提出資料

経済産業省 243

産業構造審議会 新産業構造部会(第17回)-配布資料

資料5 「新産業構造ビジョン(とりまとめ)」全体版資料(PDF形式:23,028KB)

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shin_sangyoukouzou/pdf/017_05_00.pdf

高速PLC

法規制を一時撤廃

経産省 新事業創出促す

無線電波を利用した「直達電力送電」(直達P.L.C.)を活用した防犯・見守りなどの生活事業や企業向け事業を2020年までに創出するため、法務省を一時的に取り扱う。高速P.L.C.の屋外・屋内利用を制限している電波法と電気用品安全法が対象で、家電のネットワークを高速伝送できるP.L.C.化などを行いやすくする。新事業を迅速に育成するため、技術実証時に規制をかけない「レギュラトリ・サンドボックス」(R.S.)、規制の砂型制度を導入する。水素利用など他分野への活用も検討する。

ハイビジョン級の映像を高速伝送できるP.L.C.を、IoTモノのインターネット、社会を支える通信インフラの一つに位置づける考え。経産省が29日にまとめた「次世代構想ビジョン」に、高速P.L.C.などを念頭に置いたR.S.制度の導入検討を盛り込んだ。電波法を所管する総務省とも連携する。

R.S.制度は英国発祥で、

地域を指定する規制を取り扱うのが国家戦略特区とは異なる。

経団連は、まずPLC制度の導入に必要な関係法の改正手続きに入る。18年には電波法・電業用品安全法の規制が一時に停止するとみられる。

規制を取り扱うのは、東京電力ホールディングス(ED)やパナソニックが取り組む技術実証。同社は西淀P-LCを商用した地域の防犯・見守り事業や、災害避難事業を提供していく考え。パナソニックは、PLCモジュールを組み込んだ情報家電の製品化も始める。

高畑P-LCにつながった屋外の電柱にカメラと受信機を設置し、子どもや高齢者が歩行者のピココンを持てば、自宅から映像や所在地を確認できる防犯・見守りサービスが実現する。ただ、現行の電波法では、こうした屋外の高畑P-LC利用が制限されている。

企業向けは、例えば工場の既設電力線を高速PLCにすれば、低コストで設備の稼働状況を把握できる可能性があるが、電波法は設備の動力源となる電力線への高速PLC利用を認めていない。

また、住宅内では、家電への電波障害を防ぐ観点から、PLCモジュールの組み込みが電業用品安全法で制限されている。

経団連は数々の規制をRS制度で一定期間整理し、20年の東京五輪・パラリンピック開催時には高速PLCサービスが活用される状況を目指す。

新産業構造
ビジョン

重点4分野盛込み

電力インフラ高度化も

経済産業省の29日の座談会(座長相模工業振興会(座長相模工業振興会(座長相模工業振興会))、新産業振興部、分野の推進へ「強制的な対策を」

[illegible]

受けた経済政策の方針に当たる「新産業創造ビジョン」をまとめた日本が強みを持つ「移動型（生体）健康」「暮らしの戦略」4分野でデータの利用基盤のプラットフォームを築くことが重要とし、「暮らし」分野ではIoT（モノのインターネット）を活用した電力インフラの高度化などを政策目標に掲げた。同ビジョンは政府が6月上旬に示す成長戦略に盛り込まれ、政府はきょう30日にも開く未来投資会議（議長

野田首相）で、技術革新を軸にした「未来社会の打開」を掲げ、技術革新時に法整備を要しない「レギュラトリ・サンドボックス」制度の導入検討も盛り込んだ。成長戦略には同制度のほか、エネルギー分野では水素利用や省エネ・再生可能エネルギーの推進などを反映する見通し。

経産省は同ビジョンや成長戦略の項目を2018年度の政策に反映するため、18年度予算の概算要求や税制改正案などに目録を盛り込みたいと考え、IoTによるサイバー空間は戦略4分

野で30年代の数値目標を決め、達成への工程表を設定し、重要事業に取り組みかるとした。電力インフラの高度化では、人工知能（AI）やビッグデータなどを使った電力保安のスマート化、国際規格の認定も含む火力発電所の運転、原子力発電所での取り組み。また、生活関連事業などで20年までに高速電力線通信（高圧送PHEC）を用い、サイバースキュリティの強化などを分析横断的な加担

陳亮を起すか否かは陳亮の自決に任した。陳亮は陳亮の自決に任した。

「少年化・超高齢化社会が訪れる日本は世界の『課題先進国』だ。勝ち筋を案現するための将来像を描き、大胆に改革に取り組まないといけない」と強調

電氣新聞

ENERGY & ELECTRICITY

2017年(平成29年)

5/30 (火)

第28307号

©日本電気協会2017

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

会長 高尾 義則 様

平成29年6月18日

九州地方本部区域選出社員

JE6HCL 佐治 健一

第6回定時社員総会

社員総会議事運営規定第14条に基づく準備書面

- ・平成28年度事業報告「2. アマチュア無線活動の推進」のうち「(1) アマチュア無線活動の活性化」に関して

【質問】最近 ARRL (米国のアマチュア無線連盟) の LoTW (Logbook of The World) システムが JCC/JCG に対応するようになったが、JARL 発行のアワードに利用できるようにする予定はあるのか。国内はもとより海外のアマチュア無線家の中にも JARL 発行のアワードに関心を持っている局は少なからずいるのでぜひ導入の検討をお願いしたい。

- ・平成28年度事業報告「4. 会員の増強と会員事業の推進」のうち「(3) QSL・SWLカードの転送」に関して

【質問】電子QSLシステムについての議論はどの程度進捗しているのか。また導入時期はいつ頃の見通しか。昨年も社員総会の場で質問したが、一向に先行きが見えないと感じる。

- ・平成29年度事業計画に関して

【質問】「1. 会員拡充への取り組み」中で「(4) 連盟会員の次世代の育成」が掲げられているが具体的にどのような取り組みを考えているのか、対策と該当する事業にかかる予算額をお示しいただきたい。

